

報告事項1（周知・報告）

大阪府学校教育審議会の答申について

標記について、別紙のとおり報告する。

令和4年1月25日

大阪府学校教育審議会答申における提言の概要

1 提言にあたって

- 急激な少子化が進行する中、府立高校の入学者選抜における志願倍率の二極化、障がいや家庭状況等による支援を要する生徒の増加など、府立高校を取り巻く状況は大きく変化している。
- そのような状況を踏まえつつ、「生徒の多様性に応じて誰一人取り残すことのない教育」「個性や才能を伸ばし自己肯定感をはぐくむ教育」をめざし、「教育の機会均等の確保」「教育の質の向上」「学校の特色と魅力づくり」の面から提言。

2 提言の概要

【生徒のニーズに応じていく就学機会の確保】

- 自立支援コースや共生推進教室の成果や他府県の事例を踏まえながら、インクルーシブ教育システムの考え方をより具体的・実践的に行う「ともに学び、ともに育つ」高校の設置等について検討を行うことが必要。

【生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実】

- 生徒の幅広い多様性への対応について、スクールソーシャルワーカーをはじめ、日本語支援、保健、医療、福祉等の専門人材が府立学校全体をカバーできる仕組みを整備することが重要。
- 大学や民間企業をはじめ外部との連携による多様な探究活動など、生徒の興味・関心等を高め、学習意欲の向上や進路希望の実現につながる多様な取組みを進めることが必要。

【卒業後をみすえた進学・就職等の支援】

- 進学や就職等をみすえ、社会の一員としての役割を果たすべく、入学当初からの系統的・継続的なキャリア教育を通して、一人ひとりの個性、能力を最大限発揮し、自ら考え・行動するために必要な能力や態度を育てることが重要。

【特色ある魅力づくりに向けた教育基盤の底上げ】

- どの学校でも様々な学習や体験ができる教育基盤をさらに充実すべく、高校・支援学校全体のネットワーク化を図り、各校の特色ある教育活動等を共有・活用する仕組みについて検討を行うことが必要。

【学校運営を支える仕組みの充実】

- 各校における魅力的な取組みや学校生活に係る様々な情報等について、生徒・保護者・府民に、様々な手段・媒体を用いて分かりやすく広報を行い、理解・協力を得ることが重要。

今後の府立高校のあり方等について
答 申

令和4年1月11日
大阪府学校教育審議会

目次

答申のとりまとめにあたり	1
第1章 府立高校等を取り巻く現状と課題について	3
1 府立高校の配置	3
2 公立中学校卒業者の推移等	4
(1)公立中学校卒業生数の推移と現行制度における公立高等学校入学者選抜の状況	4
(2)支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」生徒の状況等	6
(3)府立高校等の教員数の状況等	9
3 府立高校等の課題及び取組み状況	10
(1)府立高校における課題	11
①高校入学前の自己肯定感の状況	11
②府立高校（全日制）における不登校や中途退学の状況	11
③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する状況	12
④府立高校から児童相談所等への通告に関する状況	13
⑤グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）に関する状況	14
⑥普通科における志願倍率に関する状況	14
⑦学校生活等への評価に関する状況	16
⑧教員の ICT への取組み状況	17
⑨学校の組織・業務改善等に関する状況	18
(2)府立高校等の取組み状況	19
①府立高校における不登校や中途退学の未然防止の取組み状況	19
②エンパワメントスクール（ES）の取組み状況	20
③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する取組み状況	20
④府立高校におけるセーフティネットを担う取組み状況（SSW の配置）	21
⑤自立支援コース等における取組み状況	21
⑥府立高校における通級による指導の状況	22
⑦府立支援学校のセンター的機能の取組み状況	22
⑧グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）の取組み状況	24
⑨普通科の取組み状況	25
⑩様々な機関等との連携に関する取組み状況	26
⑪情報発信・広報等に関する取組み状況	27
⑫府立学校等の ICT に関する取組み状況	27
⑬教職員の働き方改革に関する取組み状況	28
4 府内高校卒業生（全日制・定時制）の進路と就職内定率の状況	30
第2章 府立高校のあり方等について	33
1 全体を通しての考え方	33
2 生徒のニーズに応えていく就学機会の確保	34
3 生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実	35
4 卒業後をみすえた進学・就職等の支援	37
5 特色ある魅力づくりに向けた教育基盤の底上げ	38
6 学校運営を支える仕組みの充実	40
おわりに	42

答申のとりまとめにあたり

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』においては、社会変化が加速度を増し、複雑で予測困難となる中、子どもたちの資質・能力を確実に育成することが必要であるとうたわれている。また、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実することをめざしている。

さらに、日本における学校教育には、一人ひとりの生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

大阪府では、これまで大切にしてきた、子ども一人ひとりが違いを認め合いそれぞれの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが次代の社会を担う自立した大人となるための力をはぐくむべく、『大阪の教育力』向上プランや「大阪府教育振興基本計画」等に基づき、府立高校において「公平性」、「卓越性」の両立と「多様性」の尊重を追求してきた。この間、生徒や保護者の多様なニーズに対応するべく、グローバル人材の育成をめざすグローバルリーダーズハイスクールの指定、普通科における多様な専門コースや総合学科等の設置、「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出し、しっかりとした学力と社会で活躍できる力を身に付けるエンパワメントスクールの設置など府立高校の改革と特色づくりを進めるとともに、日本語指導が必要な生徒への支援やスクールソーシャルワーカーの配置などセーフティネットの機能を充実してきた。

また、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、障がいのある生徒への支援が、その生徒の未来を切り拓くだけでなく、共生社会の実現にも資することをめざし、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」等の制度化、支援を必要とする生徒の増加・多様化に対応した環境整備や支援教育の一層の充実を図るべく令和2年10月に策定した「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」等に基づき教育環境の確保に努めてきた。

しかし、急激な少子化が進行する中、府立高校における学区制の撤廃や選抜制度の変更、私立高校授業料無償化制度の導入・拡充等が行われたことや、各校の特色についての理解が十分浸透しなかったことなどを背景に、府立高校の入学者選抜においては、志願倍率の高い学校で不合格者が多数生じている一方で、志願倍率が低く募集定員に満たない学校が増加し偏在化が進むなど、二極化の状況が生じている。また、支援学級に在籍する中学校等の生徒

が全日制等の高校に進学する傾向は全国に比べて顕著であり、府立高校に在籍する知的障がい等支援を要する生徒が増加する中、必要な支援が十分行き届いていない状況がある。

本審議会では、諮問を受けて、大きく公平性・卓越性・多様性の3つの観点から、生徒の多様性を踏まえた府立高校のあり方等について、データを基にした現状や課題、外部有識者からの意見聴取等をもとに客観的に審議を重ねてきた。

会期の前半では、「公平性」やそれを踏まえた「多様性」に関して、家庭の経済状況や障がいの有無等に関わらず、教育の機会均等をどのように確保していくのか、教育の質の向上をどのように図っていくのかという観点を中心に審議を行った。また、府立高校卒業後の進路支援についても審議を行い、この間の審議の内容について、中間報告という形でとりまとめを行った。

会期の後半では、「卓越性」やそれを踏まえた「多様性」に関して、府立高校がこれまで築いてきた、どの学校でも安心して様々な学びや体験を重ねることができる安定した基盤を土台に、学校の特色ある魅力づくりをどのように図っていくのかという観点を中心に審議を行った。また、府立高校における「公平性」「卓越性」「多様性」の取組みへの理解を府民にどのように深めてもらうのかについても審議を行った。

本審議会としては、13回に及ぶ審議を通して、生徒の多様性に応じて誰一人取り残すことのない教育、個性や才能を伸ばし自己肯定感をはぐくむ教育をめざすべきであるということと、「教育の機会均等の確保」、「教育の質の向上」、「学校の特色と魅力づくり」の面から審議を重ね、今後、展開・実践することが望ましい事項を明らかにしたところである。

府立高校や府立支援学校を取り巻く状況が大きく変化し、様々な課題が生じている中、本答申を踏まえ、学校現場や教育庁の教職員はもちろん、大阪の教育に尽力・協力いただいているすべての方々が一丸となって叡智を結集し、より創意工夫を凝らしながら様々な課題を乗り越えるとともに、社会全体で総がかりとなって大阪の教育を支え、子どもたちが安心していきいきと通い、未来を切り拓くことができる学校としてあり続けることを切に願うものである。

第1章 府立高校等を取り巻く現状と課題について

本章では、今後の府立高校のあり方等を検討するにあたり、府立高校や府立支援学校（以下、「府立高校等」という。）を取り巻く現状や課題について確認していく。

1 府立高校の配置

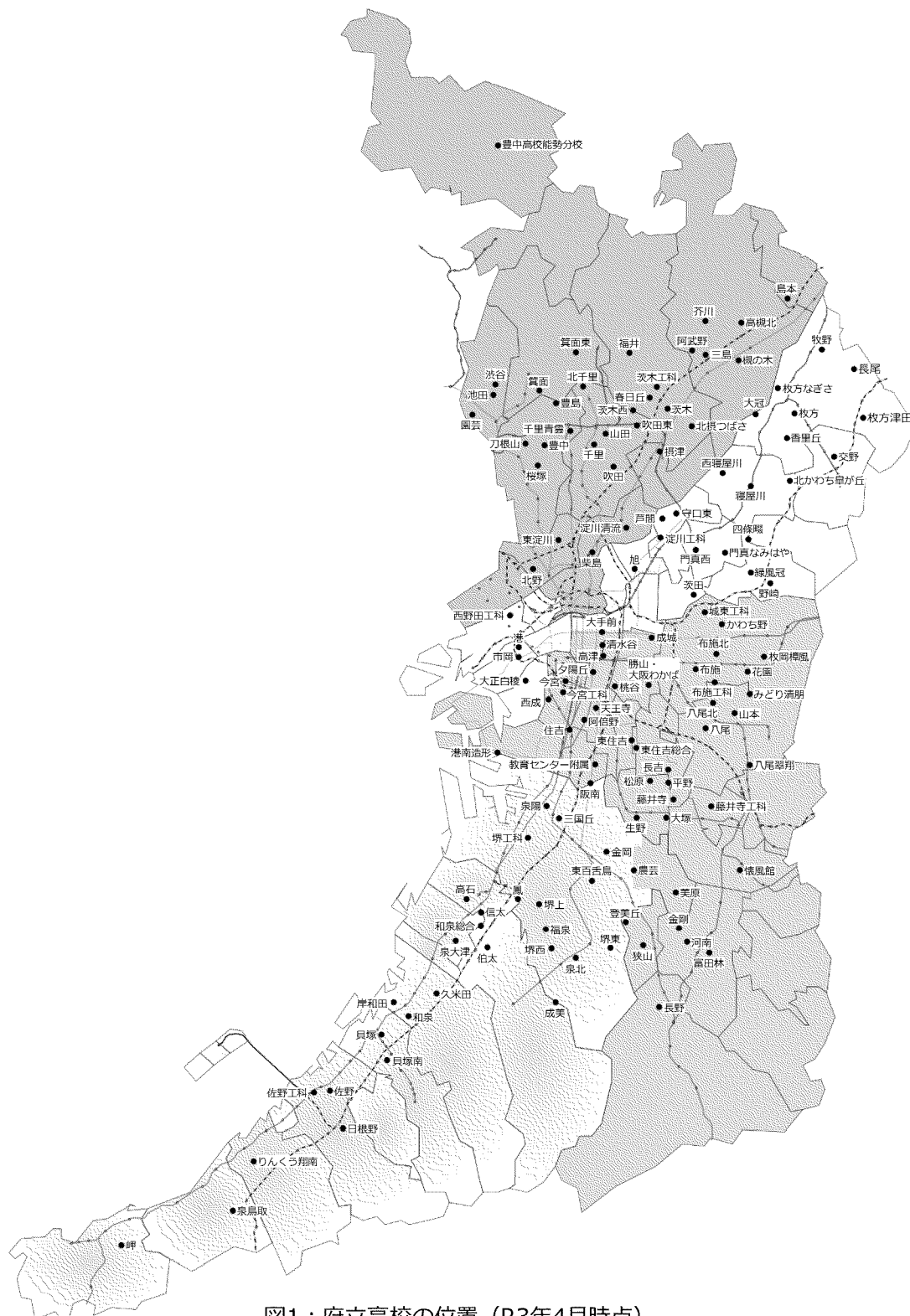


図1：府立高校の位置（R3年4月時点）

R3年4月時点で、公立の高校は157校設置されている（分校含む）。そのうち、府立高校は133校設置されている（分校含む）。図1の色分けは旧4学区時のものであるが、それぞれ、JRや私鉄の沿線を中心に、普通科をはじめ様々な学科を持つ府立高校が設置されている（P3.図1参照）。

2 公立中学校卒業者の推移等

(1)公立中学校卒業者の推移と現行制度における公立高等学校入学者選抜の状況

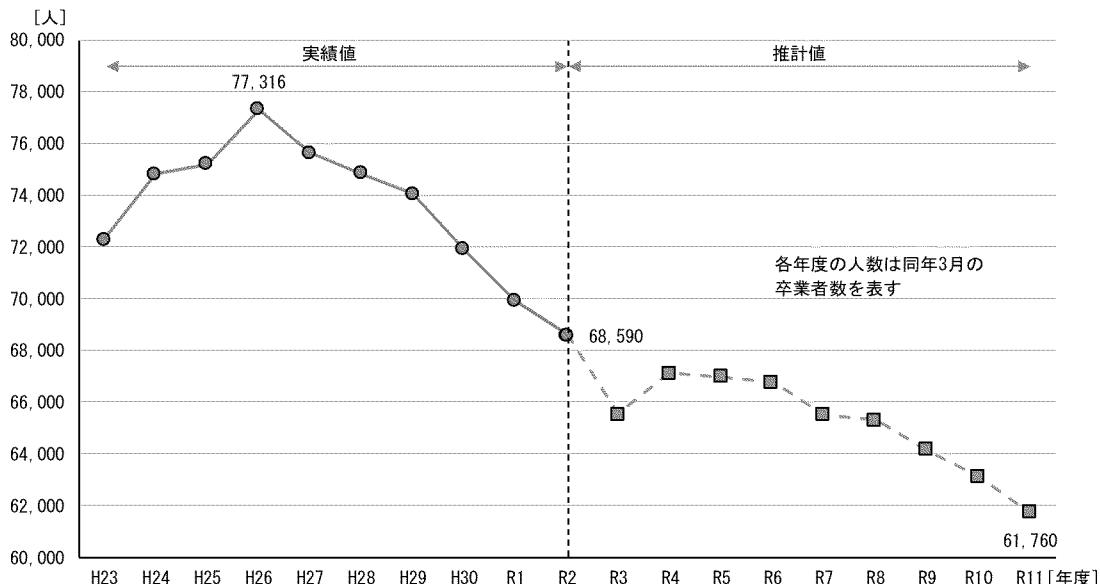


図2：府内公立中学校卒業者の推移と将来推計

ここ10年間の公立中学校の卒業者数については、H23年度からH26年度にかけて増加したものの、H26年度の77,316人をピークに減少し続け、R2年度では68,590人に減少した。この傾向はその後も続くと推測され、R11年度では61,760人まで減少すると見込まれている（図2参照）。

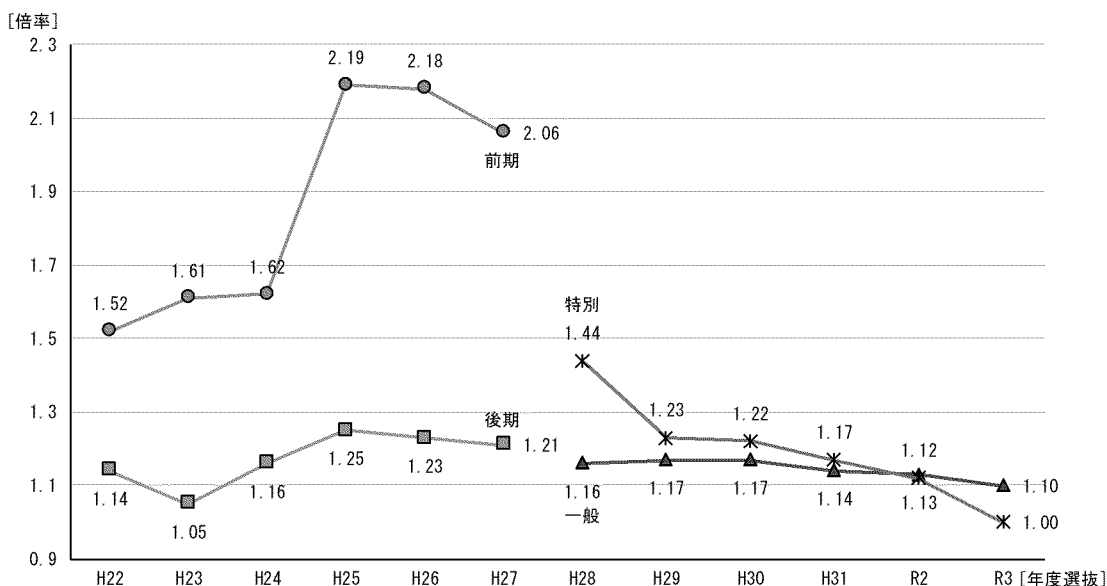


図3：公立高校入学者選抜における競争倍率の推移

	志願者数の割合				
	旧1学区	旧2学区	旧3学区	旧4学区	その他
旧1学区の高等学校	96.2%	2.6%	0.3%	0.1%	0.9%
旧2学区の高等学校	4.2%	85.3%	8.7%	0.9%	0.8%
旧3学区の高等学校	0.8%	6.3%	86.7%	5.4%	0.8%
旧4学区の高等学校	0.1%	0.1%	6.0%	93.4%	0.3%
全体	旧の通学区域内にある公立中学校出身者の割合：90.7%				

表1：旧4学区の通学区域ごとの志願者数の割合

入学者選抜については、H28年度選抜から原則3月の一般選抜に一本化して実施しているが、競争率は年々低下している（P4.図3参照）。また、旧4学区の通学区域ごとの志願者数の割合を見ると、同じ通学区域内の高校への志願者数の割合は8割後半から9割後半となっている（表1参照）。

一般選抜（3月実施）の競争率（志願者数/募集人員）及び不合格者数

年度選抜	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般選抜（倍）	1.16	1.17	1.17	1.14	1.13	1.10
不合格者数（人）	7,658	8,028	7,483	6,595	5,956	5,666

一般選抜において競争率が1.2倍以上の学校数

年度選抜	H28	H29	H30	R1	R2	R3
学校数（校）	58	63	51	54	45	51

二次選抜終了後の志願割れの状況

年度選抜	H28	H29	H30	R1	R2	R3
志願割れ人数（人）	687	567	549	1,067	1,177	2,411
学校数（校）*	29	24	27	38	43	60

* 複数学科設置校にあつては、1学科でも志願割れをした学校を計上した。

表2：現行制度における公立高校入学者選抜の状況

一般選抜における競争率が1.2倍以上である学校が50校程度で推移する一方で、二次選抜¹終了後にあつても志願割れ²となつた学校は年々増加し、R3年度選抜では60校となつた。志願割れの人数はR1年度選抜から1,000人を超え、R3年度選抜には2,411人と大きく増加している（表2参照）。

このように、公立中学校の卒業生数が年々減少する中、府立高校における学区制の撤廃³や選抜制度の変更⁴、私立高校授業料無償化制度⁵の導入・拡充等が行われたことや、各校の特色についての理解が十分浸透しなかつたことなどを背景に、公立高校の入学者選抜においては高倍率の学校で不合格者が多数生じている一方で、志願割れの学校が年々増加しており、二極化の状況が顕著となっている。

1：一般選抜等で募集人員に欠員が生じた場合に実施。

2：各校の募集人員に合格者数が達しない状況。

3：S48年度からH18年度までは9学区、H19年度からH25年度までは4学区。H24年度に施行された大阪府学校基本条例によりH26年度から撤廃。

4：H27年度までは前期・後期に時期を分け選抜を実施していたが、H28年度からは、後期に選抜を一本化して実施。

5：自らの希望や能力に応じて自由に学校選択ができる機会を保障するべく、国の支援金や府の補助金により授業料の無償化等を図るもの。

(2)支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」生徒の状況等

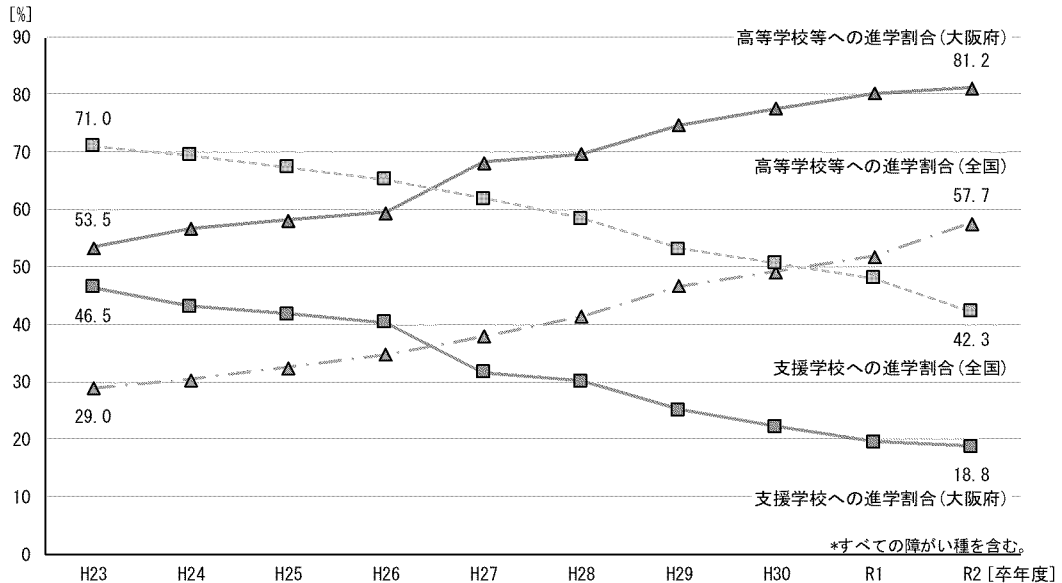


図4：中学校等支援学級に在籍する生徒の進学割合（大阪府・全国）の推移

令和元年度卒業生数 ^{※1}		支援学校 ^{※2}		高校等 ^{※2, ※3}			
		入学者数	割合	入学者数	割合	入学者数	割合
支援学校 中学部	661人	645人	97.6%	9人	1.3%	(2人)	(0.3%)
中学校 支援学級	知的障がい	1,220人	22.2%	854人	70.0%	(576人)	(47.2%)
	自閉症・情緒障がい	1,166人	12.7%	944人	81.0%	(635人)	(54.5%)
	計	3,047人	34.9%	1,807人	59.3%	(1,213人)	(39.8%)

府立高校における知的障がいのある生徒の教育環境整備事業	自立支援コース ^{※4} 共生推進教室	36人
高等学校の上記以外		1,741人
計		1,807人

※1：「大阪の支援教育(令和2年度版)」より、※2：府立以外を含む、※3：()は全日制への進学

※4：大阪市分含む

表3：知的障がい等のある生徒の義務教育修了後の高校・高等専門学校への進学状況（R2.5.1現在）

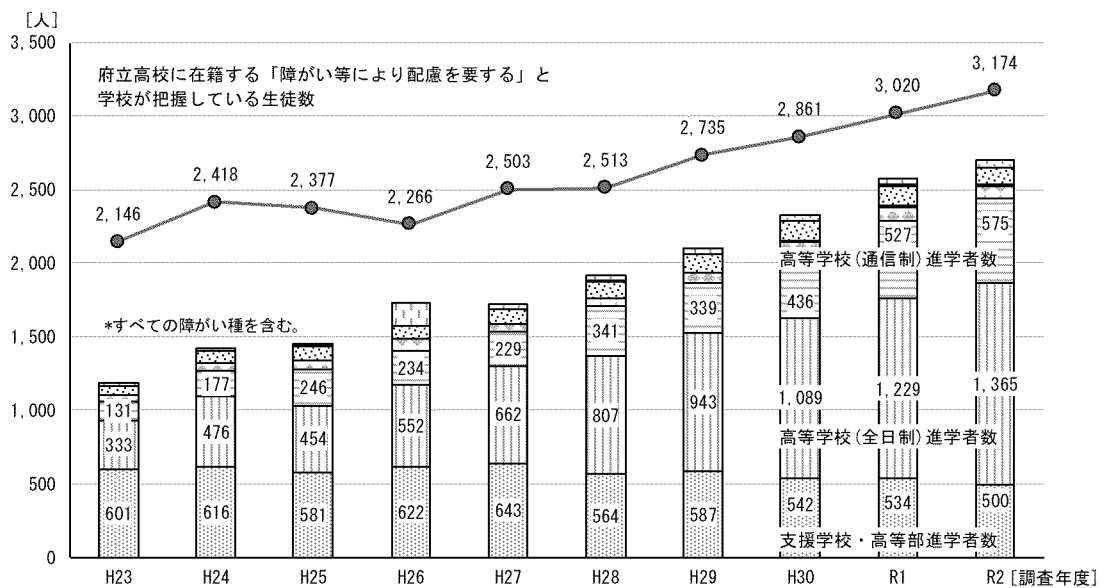


図5：支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する障がい等により配慮を要する生徒の状況

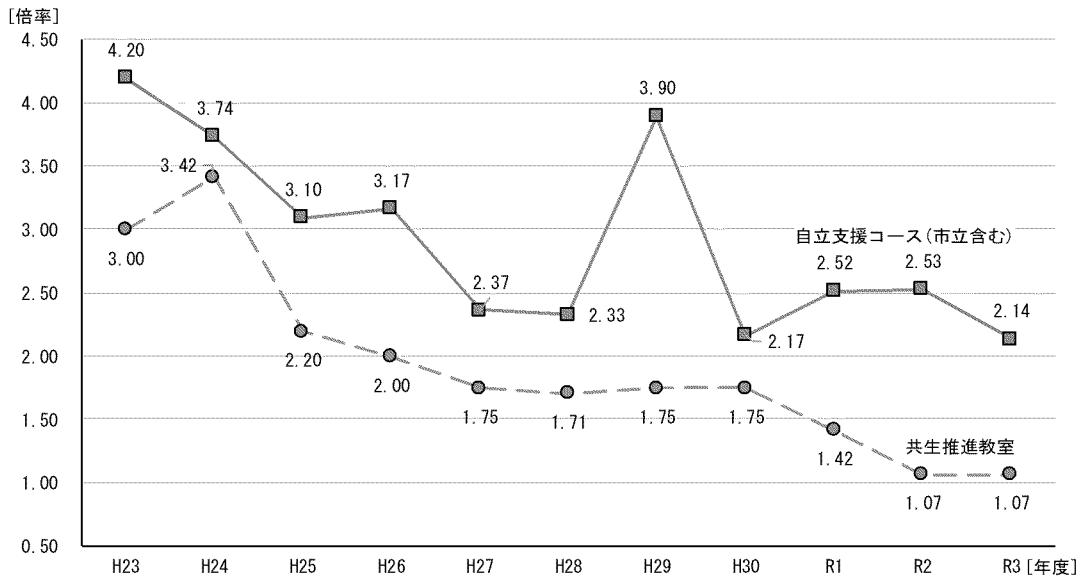


図6：知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室の入学者選抜における倍率の推移

中学校等の支援学級に在籍していた生徒のうち、中学校等を卒業後に全日制や通信制の高校に進学する者の数は、大阪府、全国ともに年々増加しており、大阪府においては、この10年で4倍強となっている。一方で、支援学校高等部に進学する者の割合は減少傾向にあり、大阪府においては、これらの傾向が全国に比べて顕著で、高校への進学割合は全国平均を23.5ポイント上回っており（P6.図4参照）、知的障がい生徒自立支援コース⁶（以下「自立支援コース」という。）及び共生推進教室⁷以外に進学した生徒数は1,741名となっている（P6.表3参照）。

また、府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」と学校が把握している生徒数についても、若干の増減はあるものの増加傾向にあり（P6.図5参照）、H26年度から全校で取り組んでいる高校生活支援カード⁸による個々の生徒の状況把握や、個別の教育支援計画⁹の作成・活用は進みつつあるが、今後もこれらの取り組みを充実する必要がある。

自立支援コースの入学者選抜倍率については、募集人員が少ないことによる倍率への影響が大きいものの、近年、全日制の公立高校の倍率（R3年度一般選抜は1.10倍）と比べて高く、概ね2倍強¹⁰で推移している。一方、共生推進教室の入学者選抜倍率は、教室を設置する校数の増加により、1倍後半から緩やかに下降する傾向にあるものの1倍を超えている（図6参照）。これらのことから自立支援コースで学ぶことを希望している生徒数に対して募集人員が少ないなど、府立高校全体での受け入れ体制が十分に整っていない状況にある。

6：高校の学科に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置し、高校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいの有無に関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めることをめざしている。
7：高校に職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の「共生推進教室」を設置し、両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が、高校の生徒とともに学び、交友を深めるとともに、週に1回程度、職業に関する専門教科を高等支援学校で学ぶ。
8：全ての府立高校生が入学時に記入するカードで、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握するためのものである。高校生活に不安を感じている生徒や障がいのある生徒等の状況やニーズを入学時に把握し、指導・支援のスタートとすることを目的としている。
9：障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えにより、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うために作成。
10：H29年度の急増は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が前年度に施行されたことも一因にあると考えられる。

【参考】府立支援学校の児童生徒数

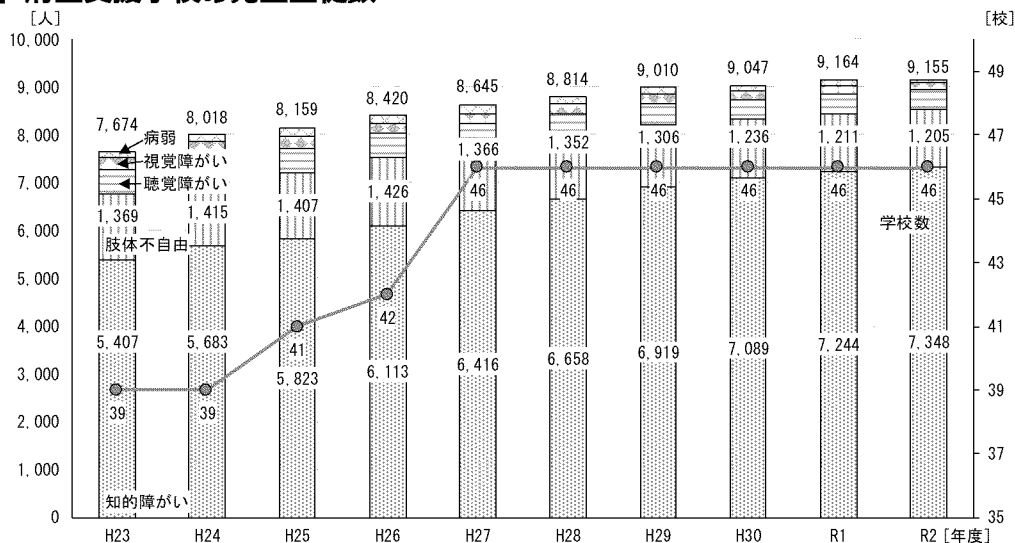


図7：府立支援学校における児童生徒等の推移（旧大阪市立を含む）

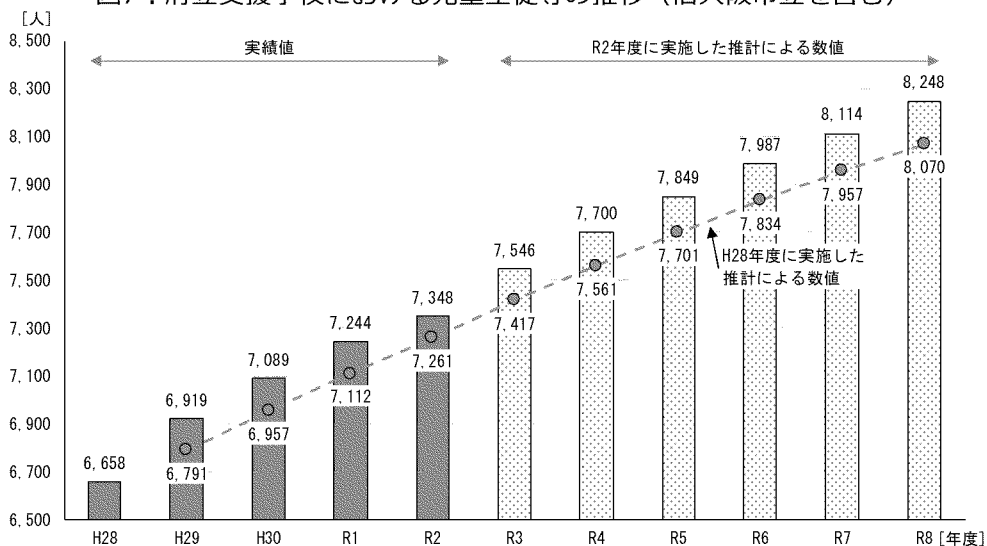


図8：府立支援学校に在籍する知的障がいのある生徒数（推計含む）の推移

府立支援学校に在籍する児童生徒等¹¹、とりわけ知的障がいのある児童生徒は年々増加している。H25年度からH27年度にかけて新たな支援学校の整備を行ってきたが、その後も知的障がいのある児童生徒は増加を続けている（図7参照）。なお、児童生徒等については、H28年度に大阪市から移管を受けた旧大阪市立特別支援学校12校分の数を含んでいる。また、学校数については、移管以降、46校で推移している。

知的障がいのある児童生徒数の増加について、H28年度に算出した推計値と、H29年度からR2年度までの実績値を比べると、各年度の実績値が推計値を80～130人程度上回っている。また、R2年度に改めて算出した推計値では、R3年度以降、H28年度の推計値から毎年度130～180人程度上回る結果となっている（図8参照）。

11：府立支援学校には、図7のとおり、大別して、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱といった障がいのある児童生徒等が在籍する。また、基本的に支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されているが、視覚障がい及び聴覚障がいに係る支援学校には、さらに幼稚部が設置されている。

(3)府立高校等の教員数の状況等

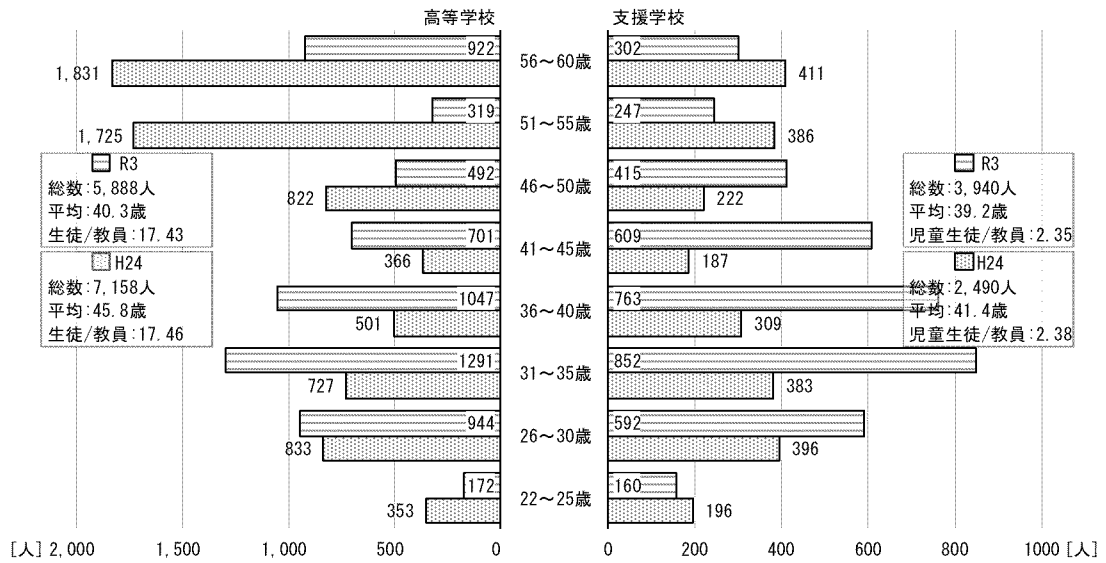


図9：府立高校等の教員の年齢別人数

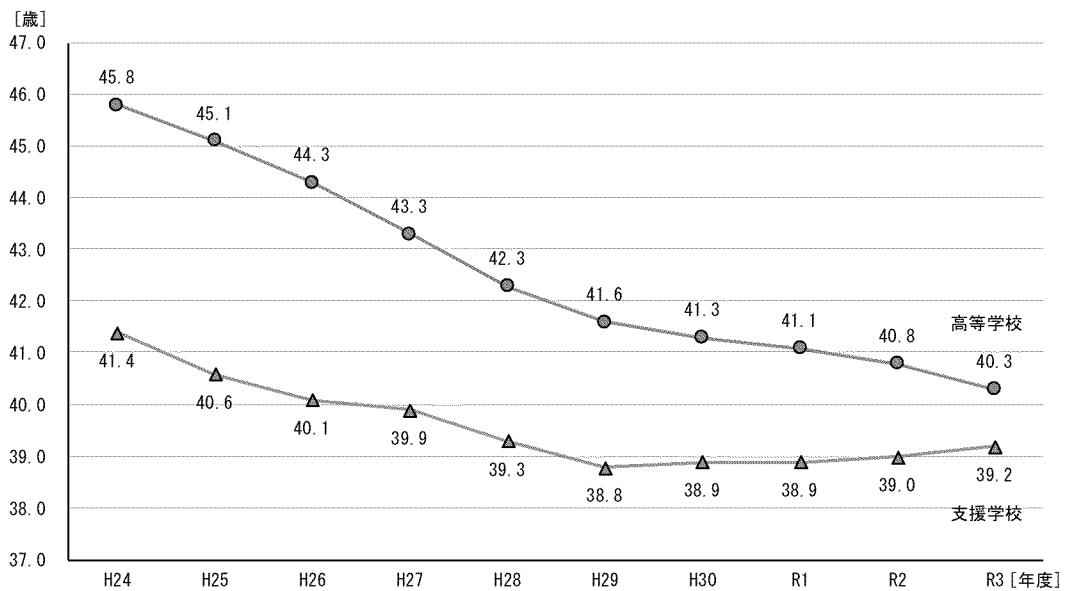


図10：府立高校等の教員の平均年齢の推移

府立高校等の教員数については、高校・支援学校とも、いわゆる団塊の世代の教員の定年退職やそれを補うための若手教員の採用により、30歳代の教員数が最も多い状況にある。また、30歳代の教員数をピークに、50歳代前半にかけて、教員数は減少している（図9参照）。これらに伴い、教員の平均年齢については、高校では一貫して下降しており、この10年間で45.8歳から40.3歳へと5.5歳下降している（図10参照）。

3 府立高校等の課題及び取組み状況

府立高校においては、表4のとおり、生徒や保護者の多様なニーズに対応するべく、グローバルリーダーズハイスクール¹²（以下、「GLHS」という。）の指定、普通科での多様な専門コースの設置、エンパワメントスクール¹³（以下、「ES」という。）の設置など、改革や特色づくりを進めるとともに、日本語指導が必要な生徒への支援やスクールソーシャルワーカー¹⁴（以下、「SSW」という。）の配置などセーフティネットの機能を充実してきた。

平成11年度			平成24年度			令和2年度				
普通科	普通科単独	117校	普通科 [108校] ※募集停止校含む	普通科単独	36校	普通科 [84校] ※募集停止校含む	普通科単独	32校		
	専門学科併置	19校		専門コース設置	30校		専門コース設置	36校		
				専門学科	文理学科		10校	専門学科	国際科(グローバル科)	2校
				併置	国際教養科		6校	併置	国際教養科	5校
				[20校]	体育科		2校	[11校]	体育科	2校
					芸能文化科		1校		芸能文化科	1校
					音楽科		1校		音楽科	1校
					総合選択制		19校		総合学科併置	1校
					単位制		4校		単位制	3校
					教育センター附属校		1校		教育センター附属校	1校
総合学科		3校	総合学科		10校	総合学科	①エンパワメントスクール	8校		
							②クリエイティブスクール	1校		
							③上記①②以外	15校		
			クリエイティブスクール		6校	多部制単位制	クリエイティブスクール	2校		
専門学科		16校	専門学科	工科	9校	専門学科	工科	9校		
			[15校]	国際・科学	3校	[25校]	国際文化科・総合科学科	3校		
				農業	2校		農業	2校		
				総合造形	1校		総合造形	1校		
							文理学科(GLHS)	10校		
夜間定時制		29校	夜間定時制		15校	定時制		15校		
通信制		1校	通信制		1校	通信制		1校		
			運携型中高一貫		2校	運携型中高一貫		2校		
			自立支援推進		9校	自立支援推進		9校		
			共生推進		4校	共生推進		10校		
						通級指導教室設置		4校		

表4：府立高校における設置学科等の変遷

しかし、近年、各校で様々な課題が生じていることを踏まえ、本節では府立高校等における課題や取組みについて確認していく。

12：豊かな感性と幅広い教養を身に付けた、社会に貢献する志を持つ、知識を基盤とするこれからのグローバル社会をリードする人材を育成することを目的として、平成23年に10校を指定。

13：生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出し、しっかりとした学力と社会で活躍できる力を身に付けるべく設置された新しいタイプの高校。

14：教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る人材。

(1)府立高校における課題

①高校入学前の自己肯定感の状況

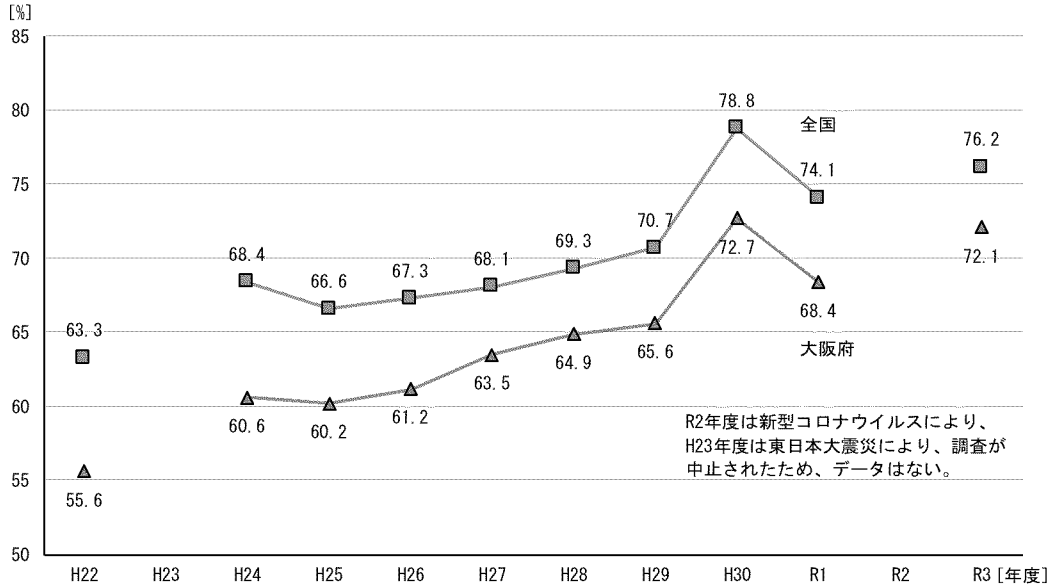


図11：自己肯定感に関して肯定的回答を行った中学3年生の割合の推移

全国学力・学習状況調査における、府内市町村（政令指定都市以外）の公立中学校の3年生に対する「自分には良いところがあると思うか」という質問に関して、肯定的回答を行った生徒の割合は年々上昇する傾向にあるが、全国平均を下回る状況にあり（図11参照）、高校に入学後、自己肯定感をより高める取組みが必要である。

②府立高校（全日制）における不登校や中途退学の状況

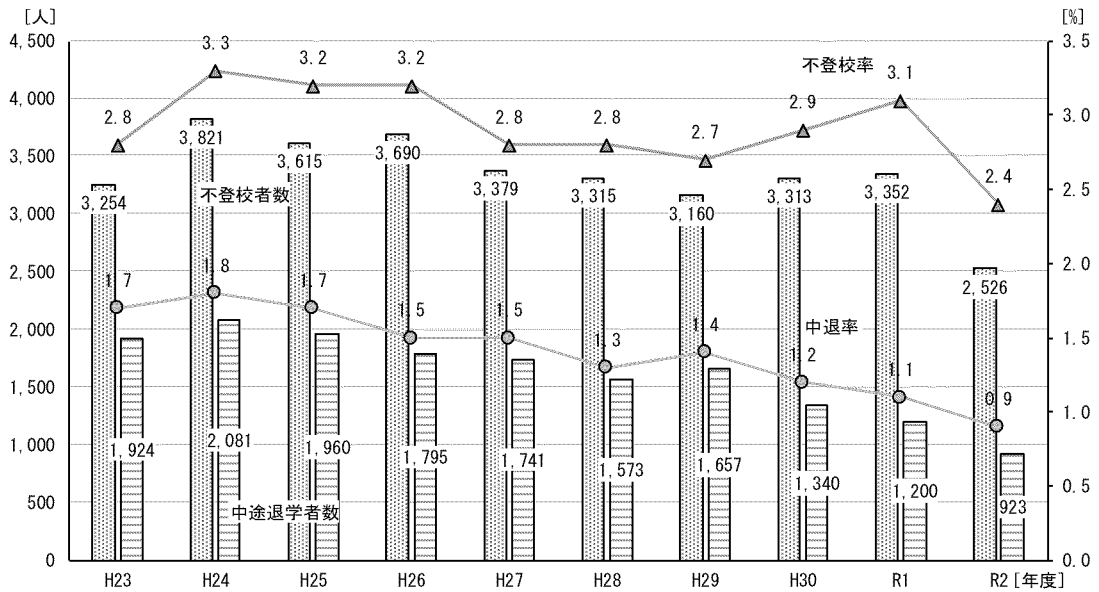


図12：府立高校における不登校者数や中途退学者数等の推移

府立高校における中途退学者数と中退率については年々減少傾向にある。一方で、不登校率は3%前後で推移しており、中途退学には至らないものの学校生活に困難を感じている生徒が一定数存在していると考えられる（P11.図12参照）。

③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する状況

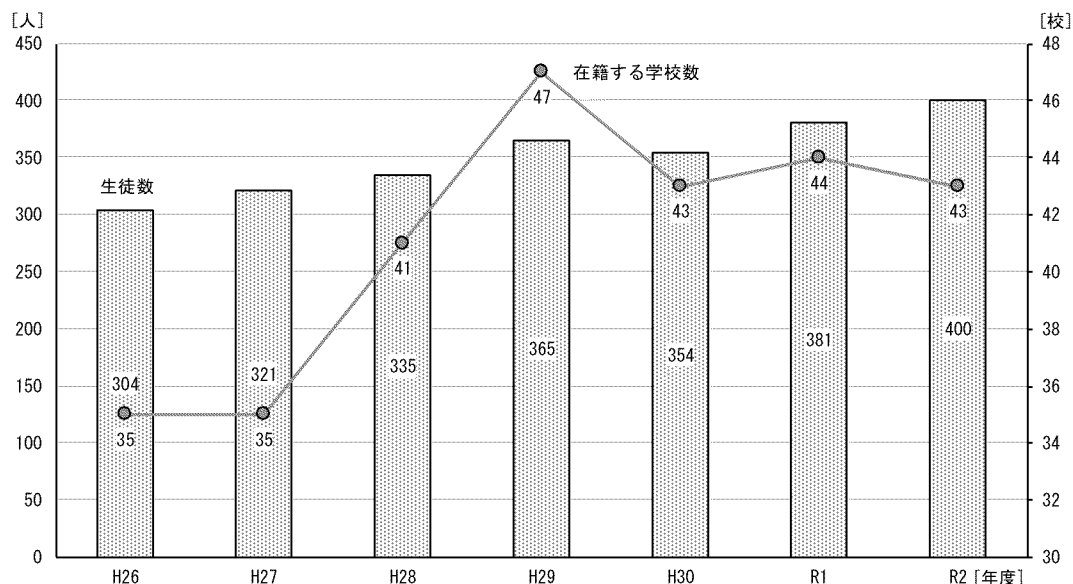


図13：府立高校（全日制・定時制・通信制）における日本語指導が必要な生徒数や在籍する学校数の推移

年々、府立高校における日本語指導の必要な生徒数は増加し、これらの生徒が在籍する学校数は40校を超えるとともに、母語の数は約20言語にわたっている。加えて、これまで受入れ経験の少ない学校への少数散在化が進んでいる（図13参照）。なお、府教育庁では、H13年度選抜より、特別枠を設けて行う「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」（ルビ付きの検査問題、辞書持込み等の配慮）を実施している（R3年度選抜の実施校は7校）。また、一般選抜等においても日本語指導が必要な生徒等に対して配慮受験の措置を行っている。

④ 府立高校から児童相談所等への通告に関する状況

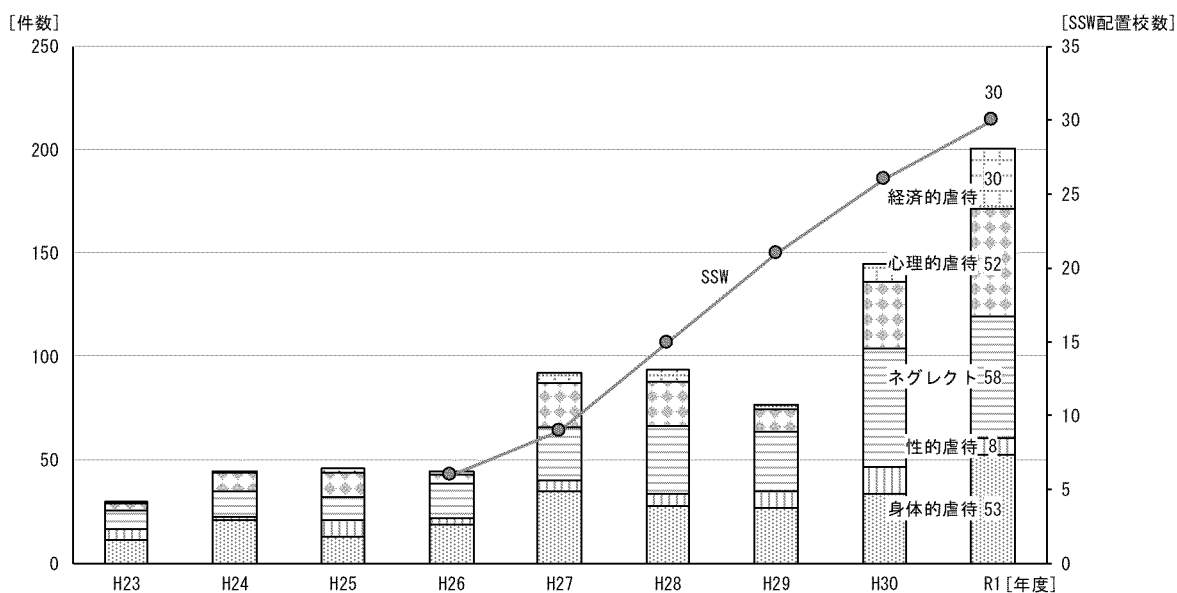


図14：府立高校から児童相談所等への通告件数（種類別）の推移

	虐待通告件数	1校当たりの通告件数
SSW配置校（30校）	118件	3.93件
SSW未配置校（123校）	83件	0.67件

表5：R1年度におけるSSW配置校と未配置校の虐待通告件数の比較について

府立高校から児童相談所等への通告件数は増加傾向にある。分類別においては、身体的虐待やネグレクト、心理的虐待、経済的虐待は、いずれも増加傾向にある（図14参照）。特に、SSW配置校においては、SSW未配置校よりも虐待の通告件数は多く、SSWの助言等によって教員の福祉的な視点が高まっていることがうかがえる（表5参照）。なお、児童相談所「等」には、市区町村が含まれており、SSWは府立高校と市区町村の連携における支援や、要保護児童対策地域協議会¹⁵に教員と共に出席するなどの役割を担っている。

15：児童福祉法上の要保護児童（保護者がいない児童、被虐待児童、非行のある児童）や特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等を、適切に支援するために関係機関が守秘義務をかけて必要な情報を共有し、支援の内容を協議するために地方公共団体が設置運営する児童福祉法第25条の2に基づく組織。

⑤グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）に関する状況

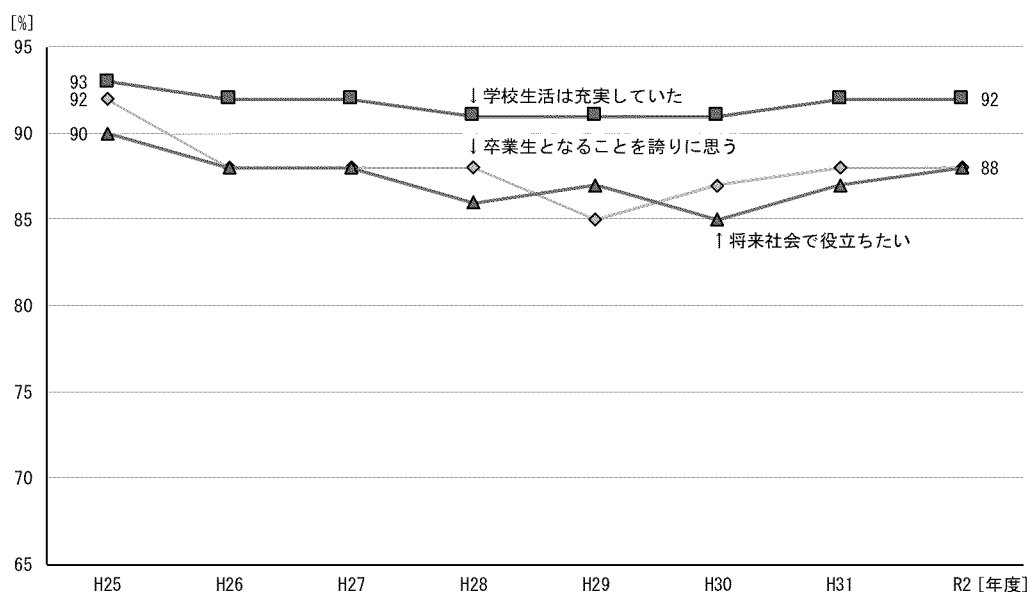


図15：GLHS卒業生へのアンケートにおける肯定的回答の割合の推移

GLHS卒業生へのアンケートでは、「学校生活は充実していたか」や「卒業生となることを誇りに思うか」「将来社会で役立ちたいか」などの質問についての肯定的回答の割合は、極めて高い割合となっている（図15参照）。

⑥普通科における志願倍率に関する状況

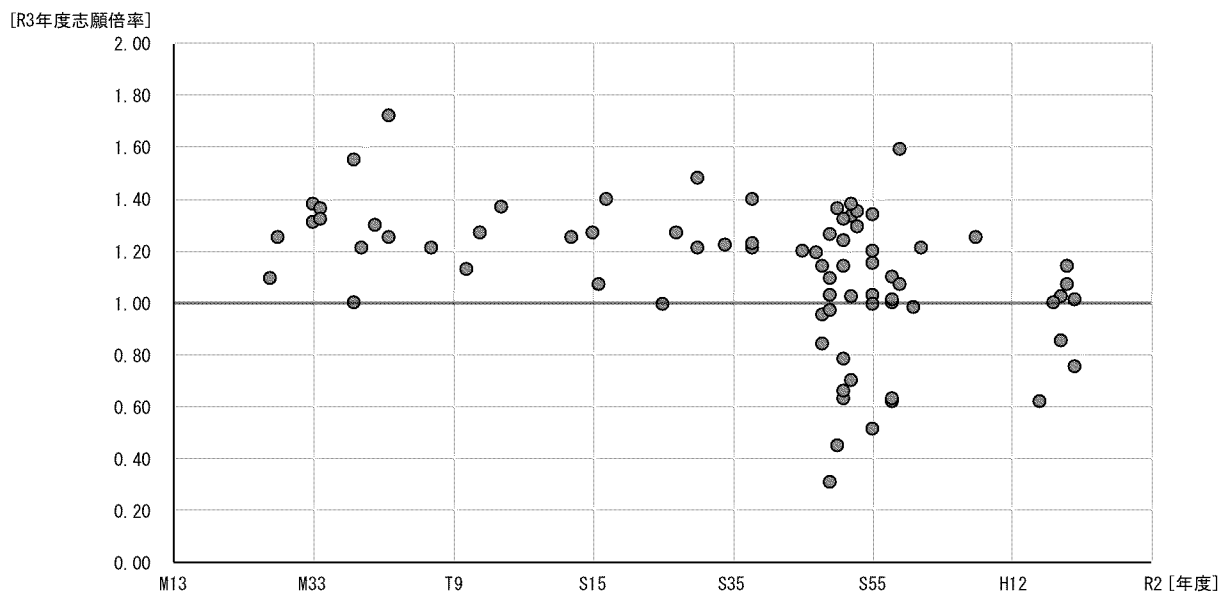


図16：普通科高校の設置年度と志願倍率との関係

府立高校の志願倍率の状況について、普通科高校¹⁶を対象に、設置年度別に見ると、志願者が急増した昭和45年頃から昭和60年頃にかけて設置された高校や、平成に再編整備が行われた高校においても、志願割れが生じている（P14.図16参照）。

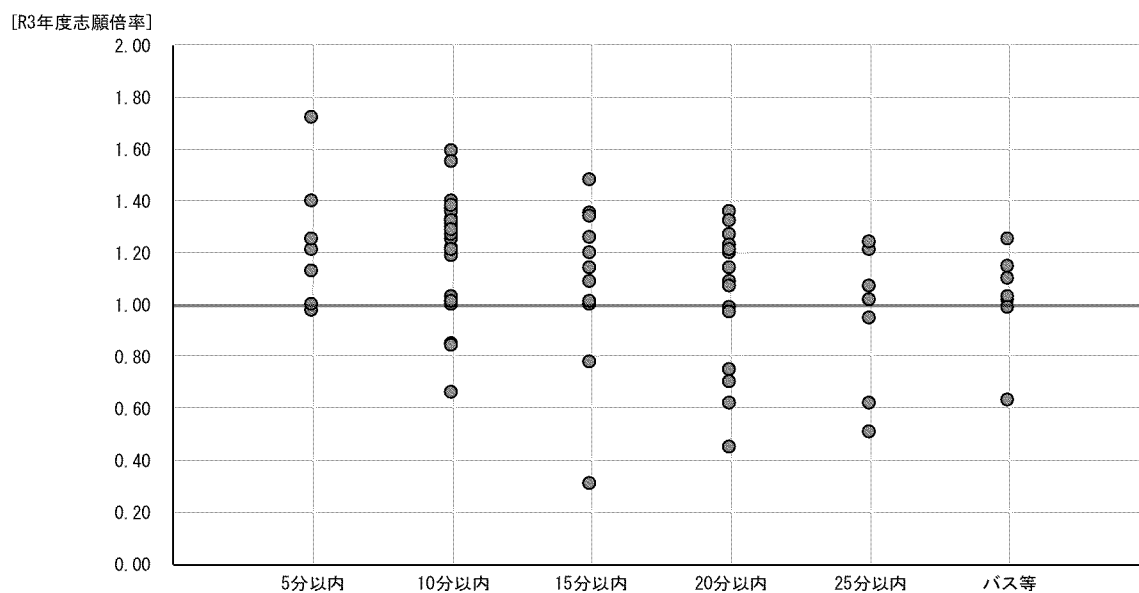


図17：最寄駅から普通科高校への徒歩での通学時間と志願倍率との関係

一方、最寄駅からの通学時間別に見ると、通学時間の長さとは関係は、少し緩やかに右下がりの傾向を示しているが、通学時間の長短に関わらず志願割れが生じている（図17参照）。

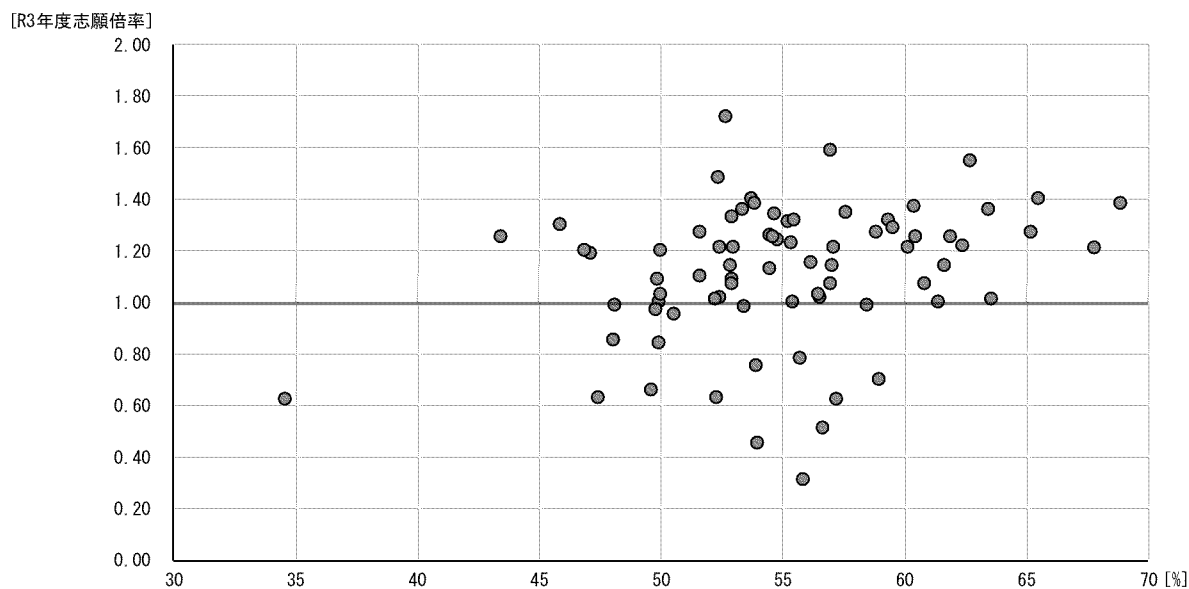


図18：普通科高校における女子生徒の割合と志願倍率との関係

また、在校生徒の男女比別に見ると、多数の学校で女子生徒の割合が男子生徒の割合を上回っているが、その割合に関わらず、志願割れが生じている（図18参照）。

16：学科等の改編が行われた学校を除く。P16の⑦、P18の⑨、P31に記載する「普通科高校」も同様とする。

普通科における志願割れについては、その要因が様々にあることを踏まえ、状況を改善していく必要がある。

⑦ 学校生活等への評価に関する状況

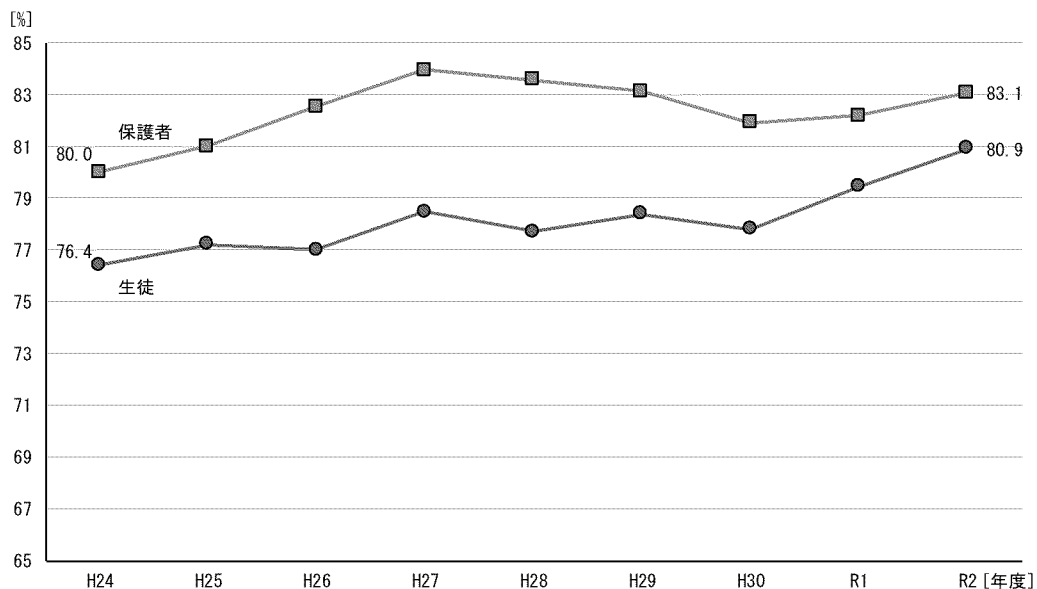


図19：学校生活に関する肯定的評価割合の平均の推移

学校教育自己診断¹⁷における、生徒や保護者に対する「学校や学級は楽しいか（自分の学校や学級が楽しいと言っているか）」「先生は、意見を聞いてくれるか（先生は子どもを理解しているか）」など学校生活に係るアンケート結果（()は保護者への項目）を基にした評価について、GLHSと普通科高校を合わせた「肯定的評価割合の平均」の推移を見ると、生徒・保護者とも上昇する傾向にあるが、保護者のほうが、生徒よりも高い割合で推移している（図19参照）。

17：学校の教育活動が児童生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校教育計画の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。

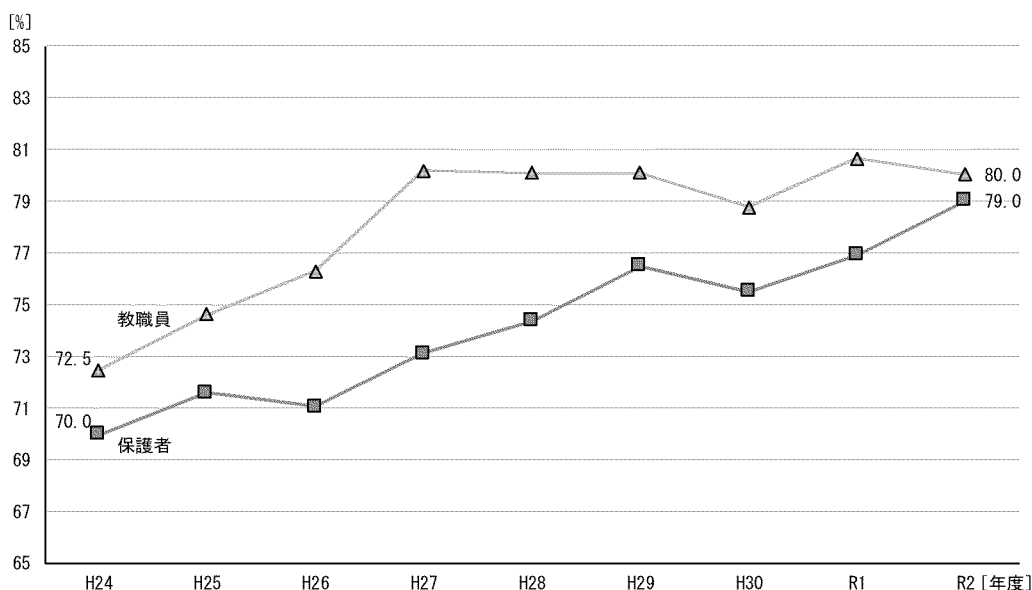


図20：学校からの情報提供に関する肯定的評価割合の平均の推移

また、上記と同様、保護者や教職員に対する「家庭への連絡や情報提供を適切にきめ細かく行っているか（教育活動の情報について、生徒・保護者等に周知しているか）」など学校からの情報提供に係るアンケート結果（()は教職員への項目）を基にした評価について、「肯定的評価割合の平均」の推移を見ると、近年、教職員は横ばいの状況であるが、保護者は上昇する傾向にある（図20参照）。

⑧教員のICTへの取組み状況

質問項目の概要	高等学校		支援学校	
	府内 公立	全国	府内 公立	全国
教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	84.8%	88.6%	83.6%	84.3%
授業にICTを活用して指導する能力	69.1%	73.7%	78.9%	68.0%
児童生徒のICT活用を指導する能力	69.1%	75.5%	63.9%	65.4%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	75.2%	83.0%	70.2%	73.0%

表6：ICT活用力・指導力に肯定的回答を行う教員の割合

府内の公立高校・支援学校における教員のICTの活用能力について、文部科学省の実態調査¹⁸においては、ICTを利活用して授業の準備や実際の授業ができるかについて、肯定的回答を行った教員の割合は約7割から約8割、また、ICT利活用について技術面・知識面で生徒を指導できるかについて、同様に回答した教員の割合は約7割前後となっているが、全国平均よりも下回る状況にある（表6参照）。

18：学校における教育の情報化の実態等に関する調査[文部科学省]。

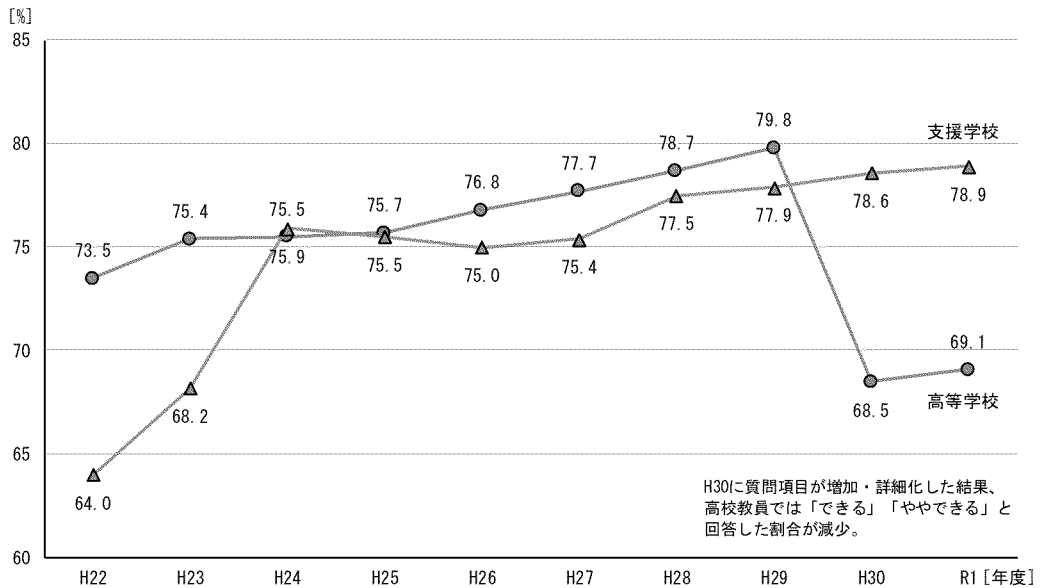


図21：授業にICTを活用して指導する能力について肯定的回答を行った教員の割合推移

また、「授業にICTを活用して指導する能力」を見ると、肯定的回答を行った教員の割合は、H30年度に高校ではいったん下降¹⁹し、その後、再び上昇する傾向を示している。一方で、支援学校では上昇する傾向が続いている（図21参照）。

⑨学校の組織・業務改善等に関する状況

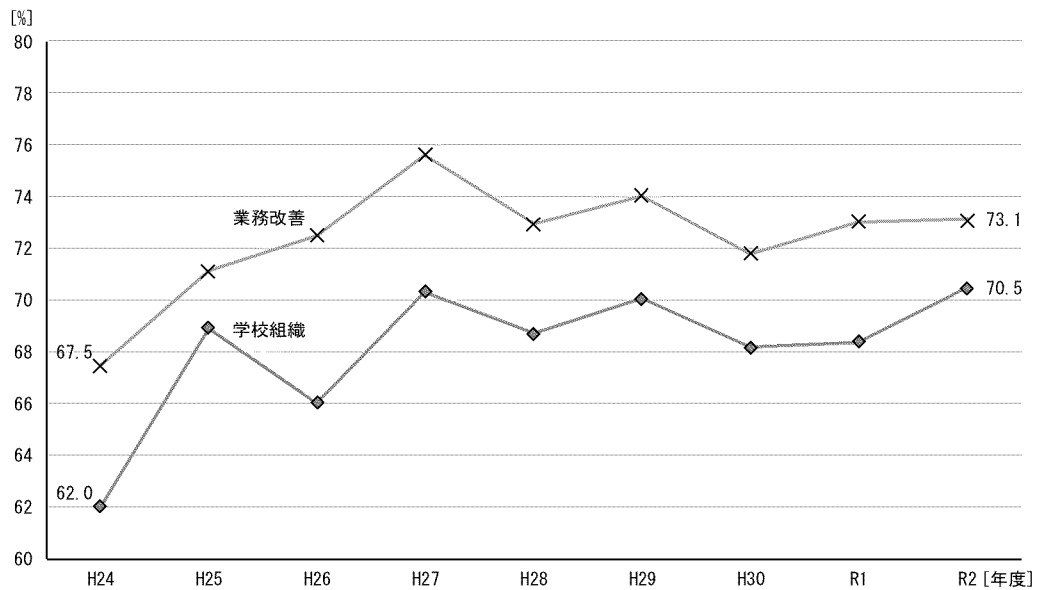


図22：学校組織・業務改善に関する肯定的評価割合の平均の推移

学校教育自己診断における、教職員に対する「適正な業務分担により教職員が意欲的に取り組める環境にあるか」など学校組織に係るアンケート結果や、「各種会議の内容が

19：H29年度までは「学習に対する生徒の興味・関心を高めたり、生徒一人ひとりに課題意識を持たせるため、PCやプロジェクターなどを活用して資料等を効果的に提示する」など資料の効果的な提示に係る質問が中心であった。しかし、H30年度からは、それらの質問に加えて「理解・習熟の状況に応じて学習用ソフトウェアなどを活用し、課題等に取り組ませる」「協働してレポート・資料・作品等を制作する際、PCやソフトウェアを活用させる」など、PCやソフトウェアの効果的な活用に係る質問が追加され、それらの質問への肯定的回答を行った教員の割合が下降したことによるものと考えられる。

教育活動等に生かされているか」など業務改善に係るアンケート結果を基にした評価について、GLHSと普通科高校を合わせた「肯定的評価割合の平均」の推移を見ると、それぞれ上昇する傾向にはあるが、近年では横ばいの状況となっている（P18.図22参照）。

対象期間	H23	R3
6月	31.7時間	29.3時間
7月	21.8時間	23.9時間
8月	12.6時間	10.9時間

表7：府立高校等教員の時間外在校時間の平均時間数の比較

また、府立学校等の教員の業務量について、一例として、6月から8月までにおける時間外在校時間²⁰の平均時間数を見ると、教員の人数や年齢構成の変化に関わらず、各月における平均時間数や月毎における増減については、H23と比較しても、概ね、同様の傾向となっている（P9.図9・図10、表7参照）。

(2)府立高校等の取組み状況

①府立高校における不登校や中途退学の未然防止の取組み状況

府立高校における不登校や中途退学の要因としては、「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」「学業不振」といった生活面や学習面における課題が上位を占めていることから、「中学校との連携」「人間関係づくり」「基礎学力の充実・定着」を3つの柱として、取組みを進めている。また、スクールカウンセラーをすべての府立高校に配置し、各学校における教育相談体制の充実に努めている。

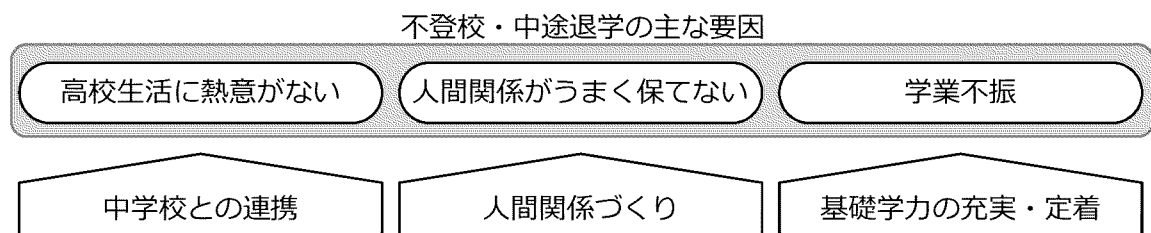


図23：不登校・中途退学の主な要因と重点的な取組みのイメージ

20：常勤の教職員が勤務公署において、正規の勤務時間以外の時間帯に行った業務の時間。

②エンパワメントスクール（ES）の取組み状況

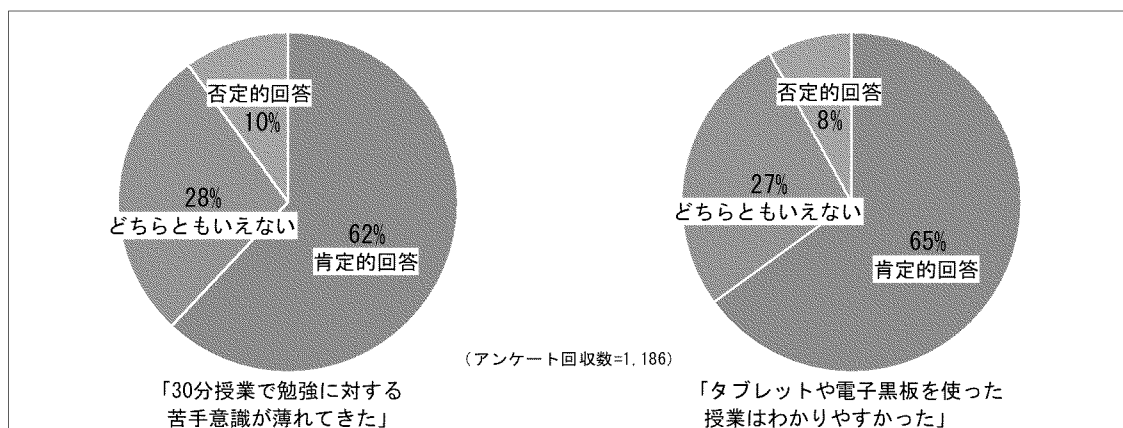


図24：生徒アンケート（H30年度エンパワメントスクール1年次末アンケートより）

ESについては、「習熟度別授業」「モジュール授業²¹」等の取組みや、SSWをはじめ外部の専門人材による支援等によって、生徒アンケートでは、「勉強に対する苦手意識が薄れてきた」と多くの生徒が回答するとともに、欠席及び遅刻者数等も減少するなどの成果があった（図24参照）。

一方、生徒アンケートに否定的な回答をしている生徒がいることや、1年次の「学び直し」のための基礎科目と2年次の必修科目の間で、難易度に大きな開きを感じ、学習意欲が低下する生徒がいることなど、生徒によっては成果に違いが生じている。

③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する取組み状況

中途退学率	府立高校	全国
日本語指導が必要な高校生	6.2%	9.6%
全高校生	2.0%	1.3%

表8：日本語指導の必要な高校生（全日制・定時制・通信制）の中途退学率（H29年度）

進学も就職もしていない者の率	府立高校	全国
日本語指導が必要な高校生	9.7%	18.2%
全高校生	6.5%	6.7%

表9：日本語指導の必要な高校生（全日制・定時制・通信制）の進学も就職もしていない者の率（H29年度）

府立高校における日本語指導が必要な生徒の中途退学率と進路未定率は、全国と比較していずれも低い。とりわけ、中途退学率については、全高校生の数値が全国よりも高い状況であるにも関わらず、日本語指導が必要な生徒の数値は低い（表8・表9参照）。これらの結果は、選抜における配慮をはじめ、外部人材の派遣、教員向け研修の実施等きめ細かな支援を行ってきた成果であると考えられる。

21：国語・数学・英語では、習熟度別の授業を基本としつつ、さらに1年次ではしっかりと基礎学力を身に付けさせるため、毎日各30分の「モジュール授業」を23人程度の少人数授業により実施。

④ 府立高校におけるセーフティネットを担う取組み状況（SSWの配置）

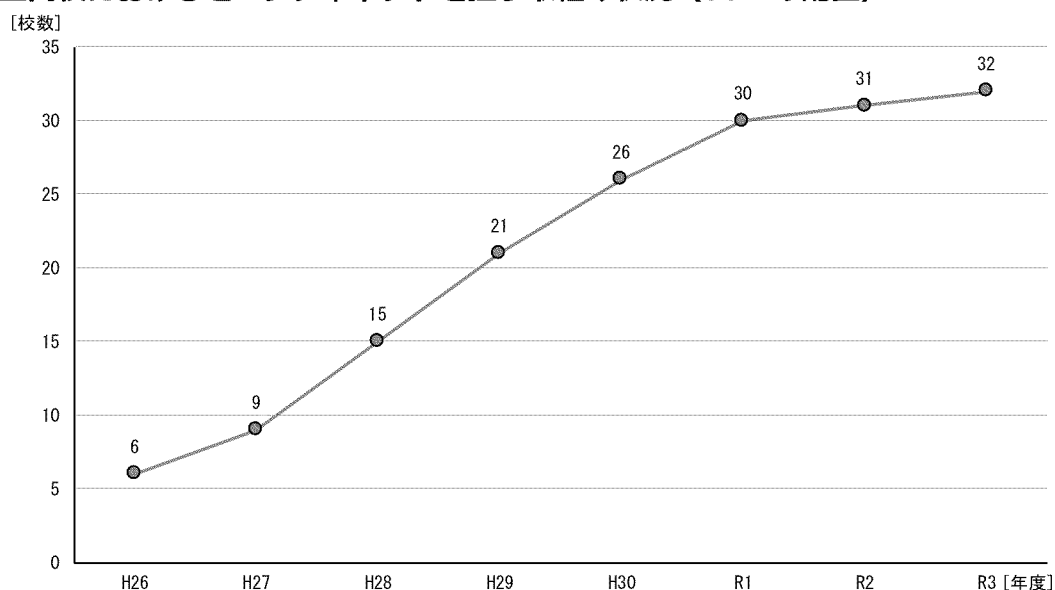


図25：SSWの配置校数の推移

府立高校では、貧困や虐待等様々な課題を抱える生徒が多数在籍する学校に対してH26年度よりSSWを配置しており、配置校数については年々拡充している（図25参照）。また、児童相談所等への通告件数は一層増加する傾向にある（P13.図14参照）。

福祉的支援を必要とする、あるいは支援を受けながら学校生活を送る生徒への学習支援体制の充実が求められている中、府立高校が社会的養護を担う機関や市区町村と互いの役割を調整・確認しながら協働する必要があると、SSWによる連携・支援等の必要性はますます高まっている。

⑤ 自立支援コース等における取組み状況

	募集人員4人の自立支援推進校 校方なぎさ、松原、貝塚		募集人員3人の自立支援推進校 園芸、阿武野、柴島、 八尾翠翔、西成、堺東		
	H29年度卒業生 (募集人員増前)	R2年度卒業生 (募集人員増後)	H29年度卒業生	R2年度卒業生	
	アンケート 回収数=715	アンケート 回収数=679	アンケート 回収数=3009	アンケート 回収数=2993	
「クラス授業はどのくらい良かったか」 (自立支援コースの生徒の回答)	肯定的回答	83%	95%	78%	92%
	否定的回答	17%	5%	22%	8%
「ともに高校生活を送る中でよかったこと」 (同級生の回答)	肯定的回答	94%	97%	90%	91%
	否定的回答	6%	3%	10%	9%
自立支援コース生徒の希望する進路の実現率		100%		100%	

表10：自立支援推進校生徒のアンケート結果比較（卒業時）

府立高校では、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ機会を保障するため、全国に先駆けてH18年度より自立支援コースを制度化し、現在、9校に設置しており、H30年度からは3校において募集人員を3人から4人へと1人増員している。

自立支援コースのある各校で生徒・保護者アンケートを実施したところ、各校とも高校生活に係る肯定的回答の割合が、近年いずれも高くなっている（表10参照）。

また、卒業生が当該校の学習サポーター²²を担う例がみられるなど、当該校の自立支援コースは、共生社会を担う人材の育成をはじめ支援教育力の底上げにもつながっている。

⑥府立高校における通級による指導の状況

大阪府公立中学校における通級による指導を受けた生徒数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
自閉症、情緒障がい、学習障がい、 注意欠陥多動性障がいの合計数*	452人	534人	560人	649人	757人

府立高校の通級指導教室設置校数及び通級による指導を受けた生徒数の推移

年度	H30	R1	R2
通級指導教室設置校数	2校	4校	4校
通級による指導を受けた生徒数	6人	15人	20人

* 文部科学省「特別支援教育資料」H27～R1年度版より抜粋
表11：府立高校の通級指導教室の設置校数及び通級による指導を受けた生徒数の推移等

H30年度より、府立高校に通級指導教室を設置し、発達障がいの特性のある生徒を対象として自校通級による指導を実施している。R2年度は、20人の生徒が指導を受けた。一方、府内公立中学校の1年生から3年生のうち、発達障がいに関する通級による指導²³を受けた生徒の合計は757人であり、府立高校の通級による指導に係る体制を充実していく必要がある（表11参照）。

⑦府立支援学校のセンター的機能の取組み状況

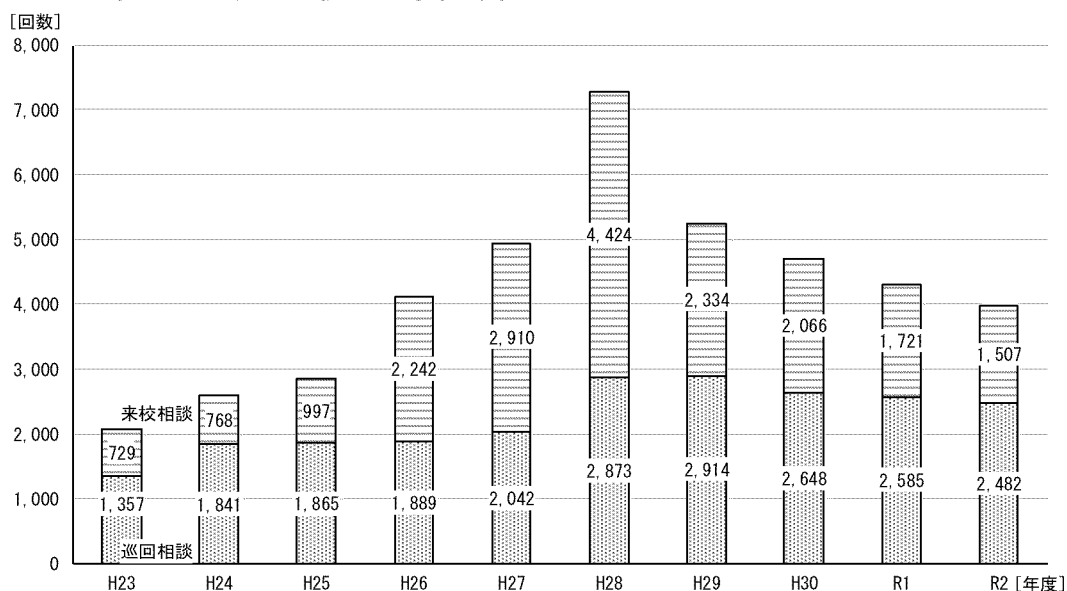


図26：府立支援学校のセンター的機能による来校相談・巡回相談の回数の推移

22：「大阪府学校支援人材バンク」を活用し、大学生等がボランティアとして知的障がいのある生徒の学習支援やコミュニケーション面のサポートを行う。

23：大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために、支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導を行う。

府立支援学校におけるセンター的機能の一環である地域の学校等（幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等）を対象とした相談回数については、学習指導要領改訂や障害者差別解消法施行のあったH28年度をピークに緩やかな減少傾向にある（P22.図26参照）。

知的障がい等のある児童生徒は、依然として増加傾向にあり、相談回数の減少等の背景には、相談をする側の課題認識や相談体制の不十分さがあると考えられ、機能の充実等を図る必要がある。

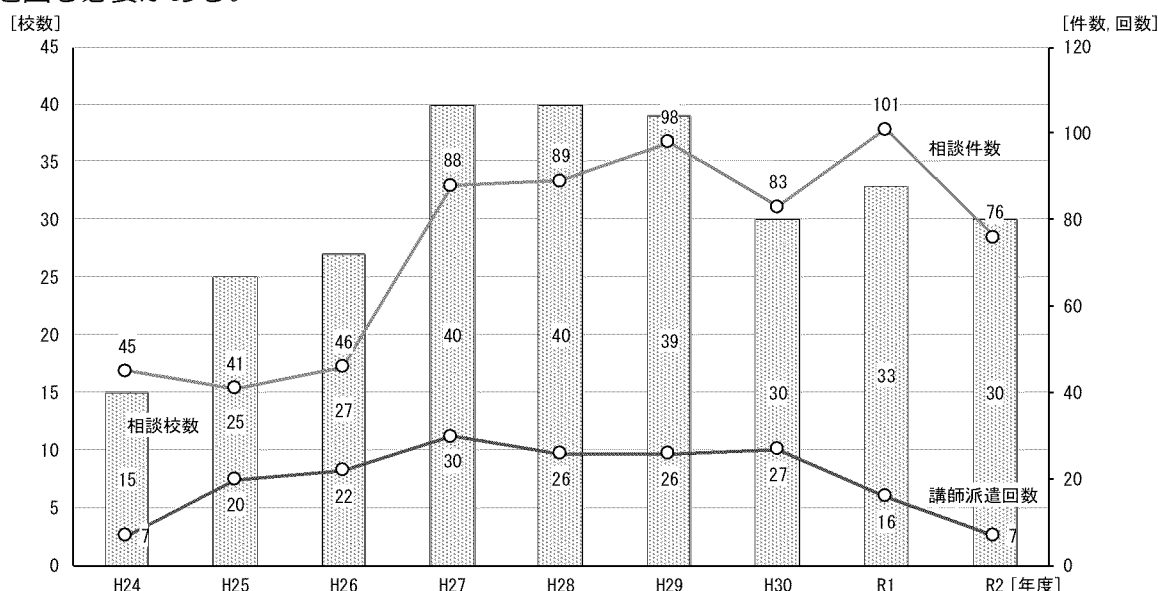


図27：支援教育サポート校による相談件数・校数等の推移

また、支援教育サポート校²⁴においては、近年、相談件数は80件程度、相談校数は30校程度で推移している（図27参照）。府立高校全体の数に比べ、相談件数等が非常に少ないことや、高校に在籍する知的障がいのある生徒が増加傾向にあることを踏まえると、センター的機能による相談の状況と同様に、相談する側の課題認識や相談体制の不十分さがあると考えられ、機能の充実等を図る必要がある。

24：校内支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校等から4校を「支援教育サポート校」と位置づけ、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を実施。H24年度から事業開始。

⑧グローバルリーダーズハイスクール（GLHS）の取組み状況

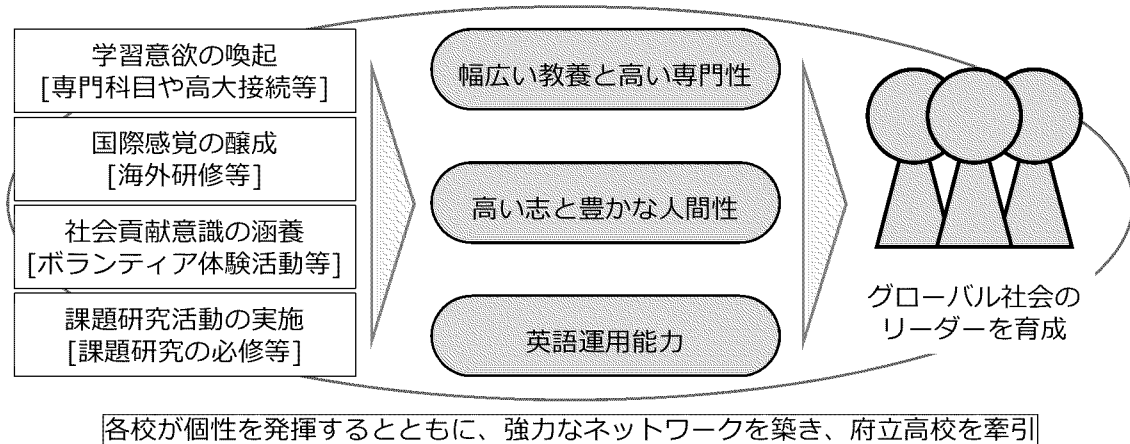


図28：GLHSの取組み概要

GLHSでは、「学習意欲の喚起」「国際感覚の醸成」「社会貢献意識の涵養」「課題研究活動の実施」等を基に、学外コンテストなどへの参加や、学識経験者等の来校による指導助言等、外部と接する質・量を圧倒的に多くすることで、生徒の学びを刺激している。

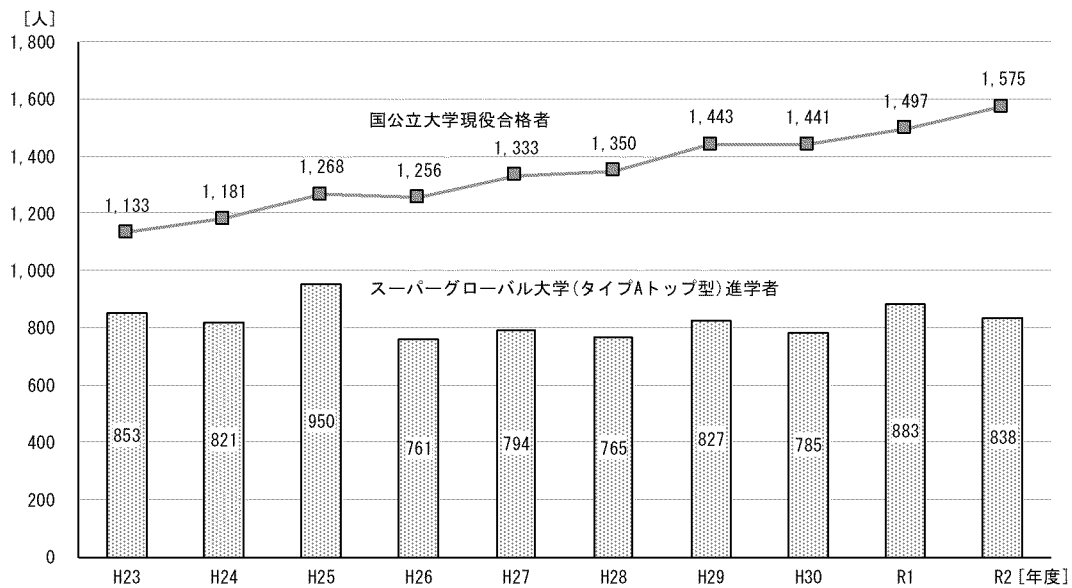


図29：スーパーグローバル大学（タイプAトップ型）への進学者等の推移

また、GLHSにおける国公立大学の現役合格者数は上昇する傾向にある。加えて、スーパーグローバル大学（タイプAトップ型）²⁵へも毎年一定数の生徒（既卒生含む）が進学しており（図29参照）、GLHS全体で大学進学につながる学習の深化が図られている。

25：世界大学ランキングトップ100をめざす力のある、世界レベルの教育研究を行うトップ大学。文部科学省が、H26に東京大学や京都大学をはじめ国内13大学を指定（指定期間10年）。

⑨普通科の取組み状況

コースの分類	H24[30校]	R2[36校]
自然科学・理数・情報	10	14
国際・グローバル	6	10
スポーツ・体育	6	9
人文	3	9
教員養成	3	4
芸術	2	2
医療・看護	1	3
保育・福祉	4	8
その他	2	0
合計	37	59

表12：普通科専門コースの推移

普通科における特色・魅力づくりとして、生徒の興味関心、地域の課題等を踏まえ、専門科目を12単位以上設定する普通科専門コースを設置している（表12参照）。専門コースは、入学後（2年次以降）、生徒の希望によりコース選択が可能である。

理数、国際、スポーツ、芸術の他、教育や福祉など、府立高校の専門学科にないコースもあり、学校の特徴・魅力の1つとなっている。

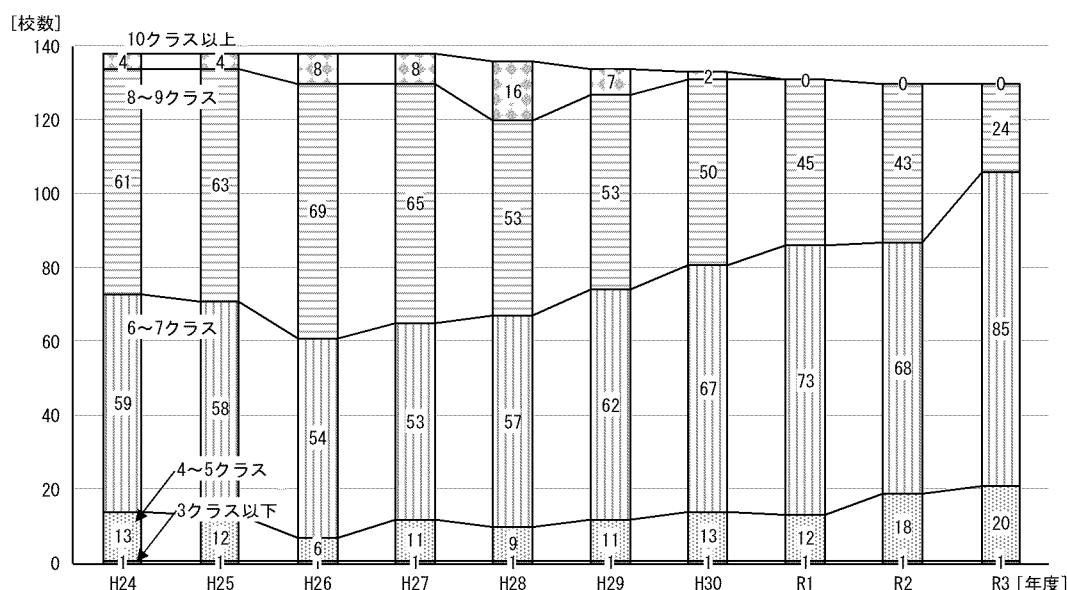


図30：府立高校におけるクラス数の推移

一方で、普通科を含む府立高校における1学年あたりのクラス数については、公立中学校卒業生が減少していることなどから減少しており、R3年度においては、6～7クラスとしている学校が85校（65.4%）を占めている（図30参照）。

⑩ 様々な機関等との連携に関する取組み状況

小学校・中学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の小中学校へへの出前授業 ・近隣の小中学校との異文化理解交流 ・出身中学校での自校紹介 ・小中学校におけるキャリア教育への参画 ・近隣中学校による各種スポーツ大会や文化祭の主催 等
大学との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教員による出前授業 ・大学の公開授業の受講・単位認定 ・大学コンソーシアムへの参画 ・大学に対する研究フィールドの提供 ・世界の大学との国際交流 等
地域・企業・行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への各種講座・体験会の開催 ・地域の福祉施設等における乳幼児や高齢者との交流 ・地域イベントや地域NPO活動への参画 ・市町村との連携による政策課題の研究 ・企業との連携による新商品開発・販売促進 等

表13：様々な機関等との連携の一例

府立高校と関係機関との連携については、小学校・中学校・大学だけでなく、地域住民・企業・行政とも幅広く行っており、いずれの機関とも、各種の出前授業・講座、交流会や体験会等を行っている（表13参照）。加えて、各機関が抱える課題の解決に協力し、具体的な解決策を提案している学校もある。

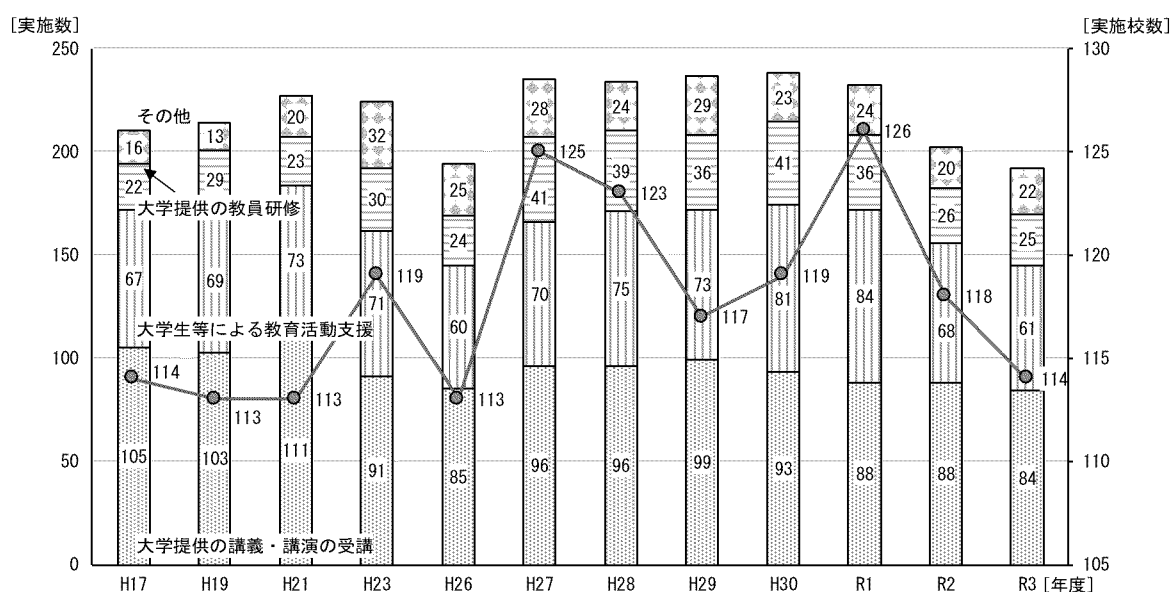


図31：高大連携の推移

高大連携に係る様々な取組みについては、約8割の府立高校で実施しており、高い専門性を踏まえた研究内容に関する講演会、大学生等による教育活動支援、教員研修等を行っている（図31参照）。さらに、京都大学ELCASや大阪大学SEEDSプログラムなど、大学が行う高大接続プログラム（半年単位の長期間、定期的に大学の研究室等で探究活動等を行うプログラム）に参加し、学習・研究への意欲や志を高め、総合型選抜（旧AO入試）等を活用して、大学で研究を続けようとする生徒も現れている。

⑪情報発信・広報等に関する取組み状況

府立高校等に係る情報発信・広報については、Web媒体では、教育庁の「きょういくニュース²⁶」や学校のサイトに加えて、大阪府公立高等学校・支援学校検索サイト「咲くなび²⁷」により情報発信等を行っている。また、紙媒体では、学校が作成する自校紹介のパンフレットに加えて、「公立高校ガイド」により情報発信等を行っている（図32参照）。

加えて、個別の学校説明会に加えて、「大阪公立高校進学フェア」により、学校の雰囲気を経験してもらう機会を提供している（R2、R3年度はWeb²⁸上で開催）（表14参照）。

なお、SNSについては、大阪府の媒体を活用し、発信している。

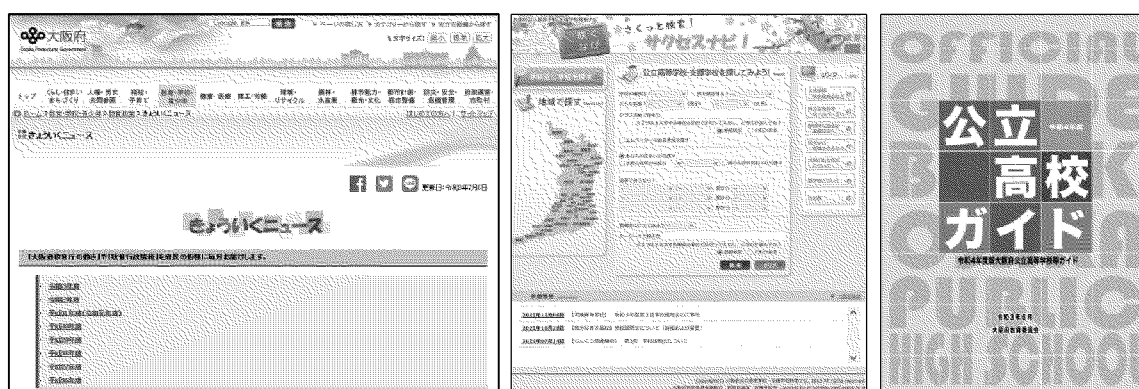


図32：府立高校等に係る情報発信・広報の一例（きょういくニュース、咲くなび、公立高校ガイド）

	H29	H30	R1	R2	R3
きょういくニュース	107,632	138,570	164,052	198,065	138,228
Web版大阪府公立高校進学フェア	-	-	-	180,757	148,005

R3は11月時点の数値

表14：Webサイトの各年度の閲覧状況（ページビュー数）

⑫府立学校等のICTに関する取組み状況

府立高校等におけるICTの整備について、教員が主に校務処理を行うための「統合ICTネットワーク」と、教員や生徒が学習に取り組むための「学校情報ネットワーク」があるが、両ネットワークは、セキュリティの確保等を目的に現状では分離されている。国のGIGAスクール構想²⁹を受け、学校情報ネットワークについては、光ファイバー回線の見直しによるインターネット接続回線の高速化が完了するとともに、今年度中に府立高校等の全生徒約12万人に対して、府の単独予算での無償貸与による1人1台端末の整備・導入が完了する（P28.図33参照）。

なお、両ネットワークが分離されていることから、教員は両ネットワークに接続された端末をそれぞれ利用し、校務処理や教材作成を行っている。

26 : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/news/>

27 : <https://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>

28 : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/seishi/singakufair.html>

29 : https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00011111.htm

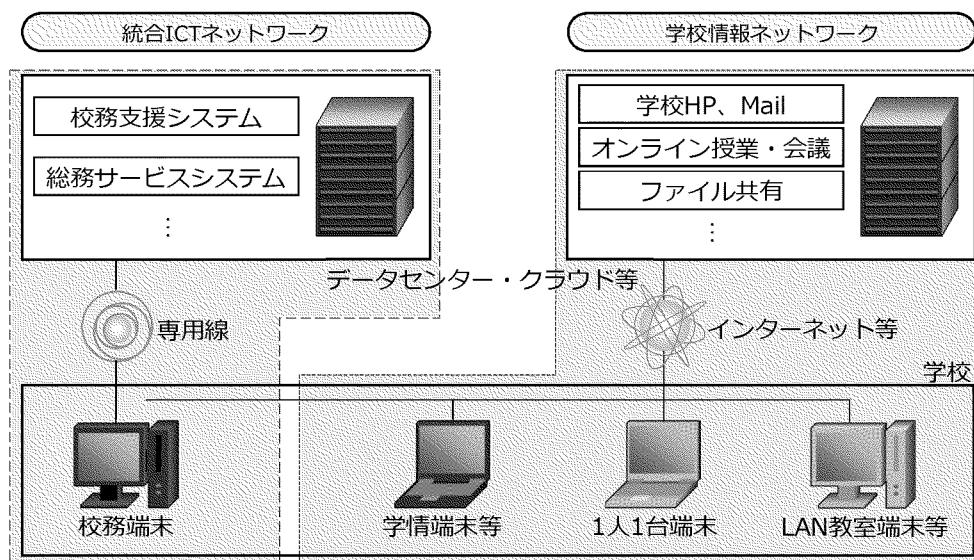


図33：府立高校等におけるICTの整備イメージ

⑬教職員の働き方改革に関する取り組み状況

教育庁職員によるプロジェクトチームがとりまとめた「教職員の業務負担軽減に関する報告書（H25.3）」に基づき、「部活動の見直し」「実態に即した勤務形態の導入」「効率的な事務処理体制の整備」「ICT化の推進」等について、順次取り組みを進めている（図34参照）。

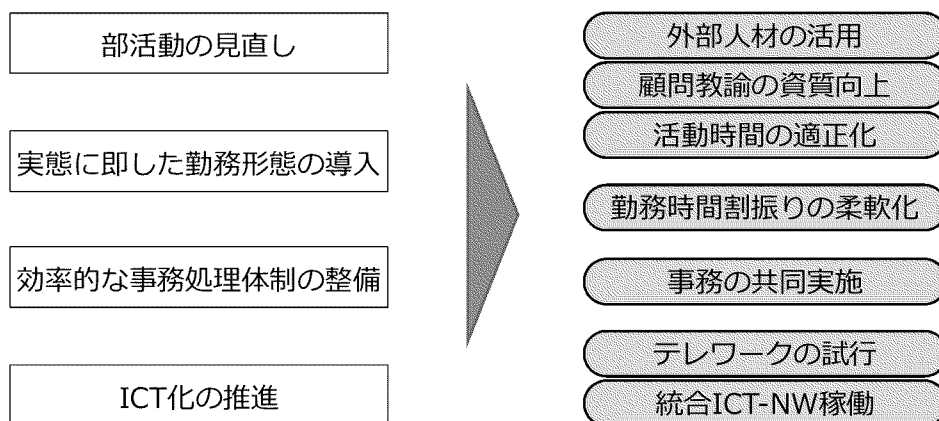


図34：教職員の働き方改革に関する取り組みイメージ

50歳代のベテラン教員が次々に定年退職を迎える中、これらの教員がこれまで培ってきた授業展開、学級・学校運営のノウハウなどの中堅・若手教員への引継ぎや、次世代を担うリーダー層の早期育成をより一層進める必要がある。

これらを踏まえつつ、一人ひとりの教員がそれぞれのキャリア（経験や職責）に応じて計画的に研修等に取り組み、自らの資質・能力の向上を図るための指標について示した大阪府教員等研修計画³⁰を策定している。その中では、教員に求められる資質・能力を

30 : <https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/kyousyokuinsisitu/kensyukeikaku.html>

「OSAKA教職スタンダード（共通の指標）」として、また、管理職やミドルリーダーについては、「スクールリーダースタンダード」として、役割に応じた指標を設定し、OJTやOFF-JTを用いた様々な研修を実施している（図35・図36参照）。

教員に求められる5つの資質・能力	5つの資質・能力を細分化した項目
I：教育への情熱と教員に求められる基礎的教養	1 人権尊重の精神 2 危機管理能力 3 学び続ける力
II：社会人としての基礎的教養	4 課題解決能力 5 法令順守の態度 6 事務能力
III：学校組織の一員としての行動力や企画力、調整力	7 協働して取り組むことができる力 8 ネットワークを構築する力 9 マネジメントする力
IV：子どもたちを伸ばすことができる授業力、教科の指導力	10 授業を構想する力 11 授業を展開する力 12 授業を評価する力
V：子どもの自尊感情を高め、集団づくりなどを指導する力	13 子どもを理解し、一人ひとりを指導する力 14 子どもの集団づくりを指導できる力 15 子どもを集団づくりの中でエンパワーできる指導力

図35：OSAKA教職スタンダード（共通の指標）のイメージ

校長・准校長等に求められる6つの資質・能力	
1 経営的視点、課題設定・解決	学校全体の課題を明確にし、解決への方策を「学校経営方針」として策定し、PDCAサイクルにより実行する「学校経営的」視点
2 組織管理・運営	一人ひとりの教職員や教職員集団の課題（強みと弱み）を把握し、学校教育目標を実現できる組織にしていく「組織管理・運営」の視点
3 人事管理・育成、サービス管理	教職員の模範となる規範意識を身に付け、教職員の育成のための指導力や、適正な評価をしていく「人事管理・育成、サービス管理」の視点
4 危機・安全管理	リスクマネジメントについての知識と技能を身に付け、学校の安全確保にむけた体制整備と方針を示すことができる「危機・安全管理」の視点
5 学校事務・財務	学校予算や徴収金等の適正な執行についての知識を有し、点検を行えるような「学校事務・財務」の視点
6 渉外	学校教育の充実に向けて、適切な情報発信や、他校種や地域など関係者との交流や連携を企画実施できる「渉外」の視点

図36：スクールリーダースタンダードのイメージ

4 府内高校卒業生（全日制・定時制）の進路と就職内定率の状況

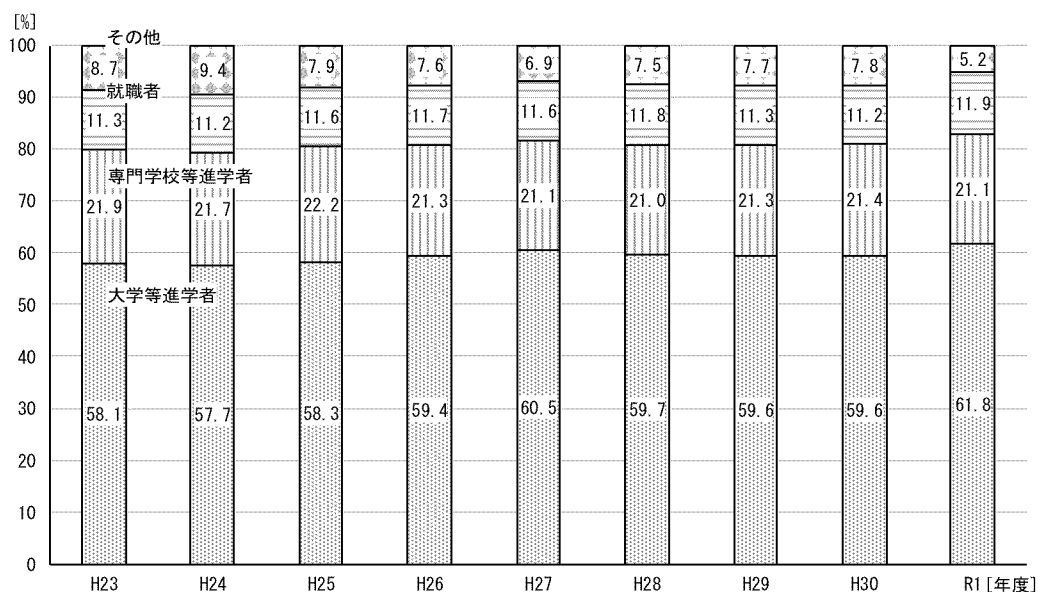


図37：府内高校卒業生（全日制・定時制）の卒業後進路の推移

高校卒業後の進路状況については、ここ数年、概ね大学等進学者が約6割、専門学校等進学者が約2割、就職者が約1割で推移している（図37参照）。

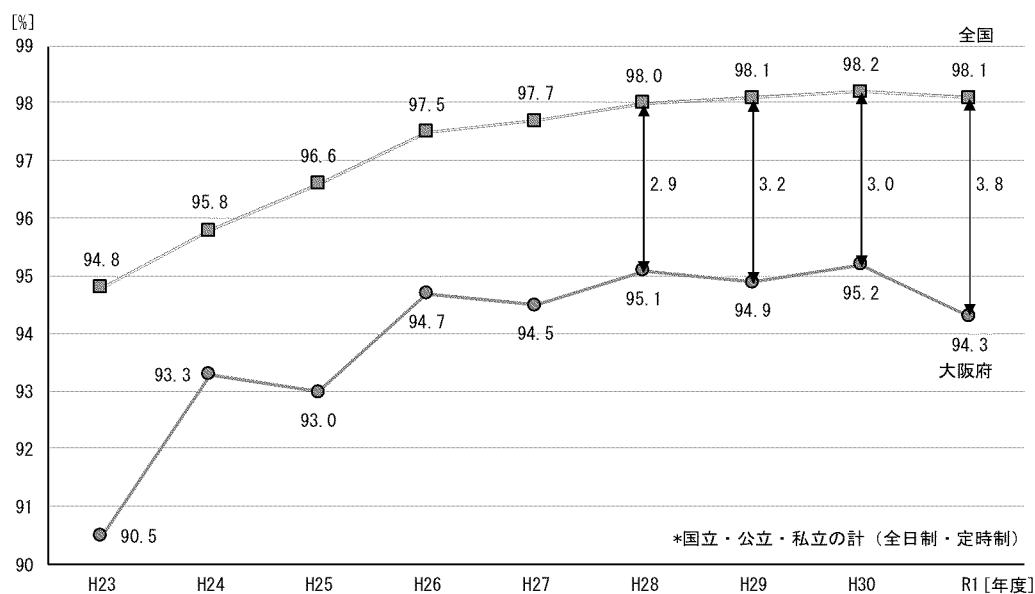


図38：高等学校卒業生の就職内定率の推移（全国・大阪府）

就職希望者に対する就職内定率については、H20年度のリーマンショック以降、概ね改善傾向にはあるものの、大阪府など大都市を中心にH28年度以降、全国平均との差が拡大しつつある（図38参照）。

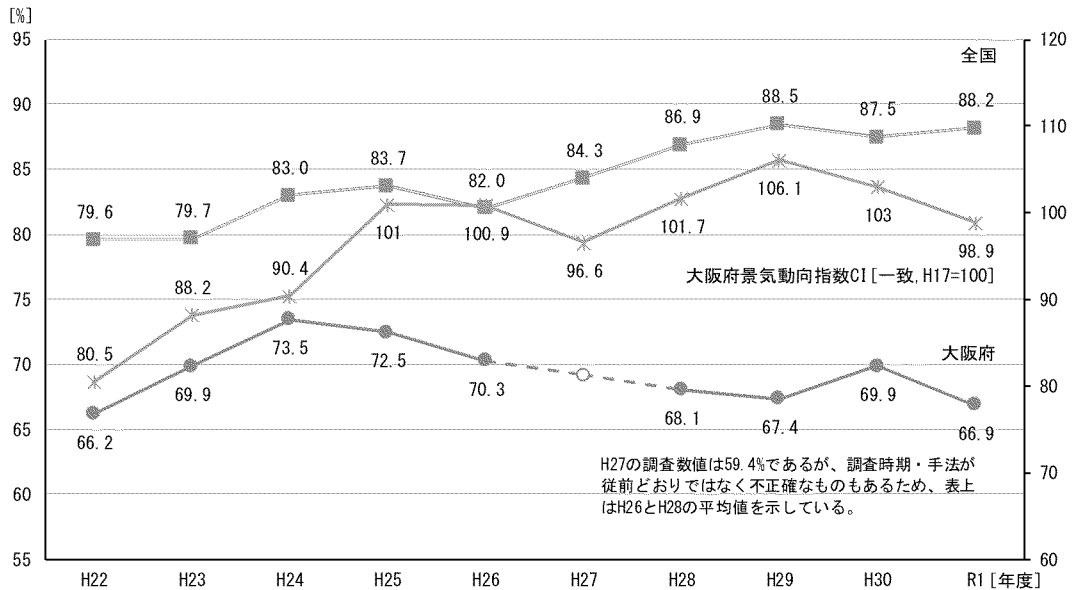


図39：府立高校（全日制）におけるインターンシップ実施率の推移

また、就職機会の発見や就職の動機付けの機会となるインターンシップの実施率についても、大阪府の景気動向等を背景に、全国平均より低い水準にあり、また、その差も拡大しつつある（図39参照）。

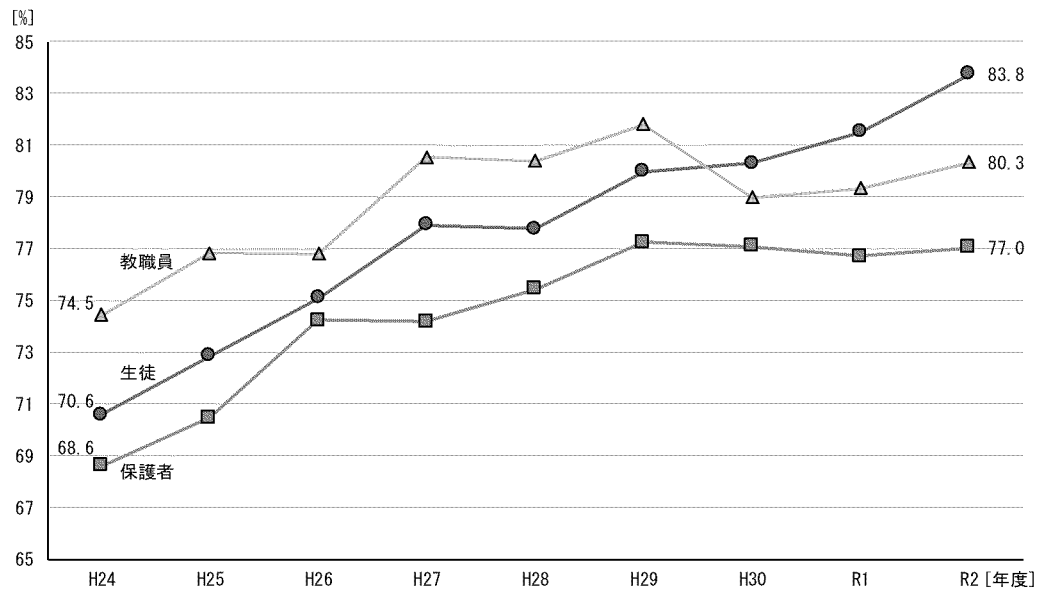


図40：進路指導に関する肯定的評価割合の平均の推移

学校自己診断評価における、生徒・保護者・教職員に対する「将来の進路や生き方について考える機会があるか（生徒）」「学校は、将来の進路や職業などについて適切な指導を行っているか（保護者）」「生徒一人ひとりが、興味・関心、適性に応じて進路選択ができるよう、きめ細かい指導を行っているか（教職員）」など就職・進学等の進路指導に係るアンケート結果を基にした評価について、GLHSと普通科高校を合わせた「肯定的評価割合の平均」の推移を見ると、それぞれ上昇傾向にあるが、教職員のほうが、保護者よりも高い割合で推移している（図40参照）。

都市部では、地方に比べ多様な就職・進学先の選択肢があり、求人数（労働需要）が多い一方、大学進学率の上昇とも相まって内定率は全国よりも低い水準にとどまっていることから、インターンシップの充実をはじめとするキャリア教育などを通して、進路を自ら考え、主体的に選んでいく力を育成していく必要がある。

本章では、府立高校等における現状や課題について確認してきた。人口減少等に伴い様々な課題が生じている一方で、引き続き、生徒や保護者からの多様なニーズに対応していく必要がある。次章では、どのような府立高校のあり方等が望ましいかについて、提言を行う。

第2章 府立高校のあり方等について

高校等への進学率が98%を超え³¹、また、成年年齢が満18歳以上へと引き下げられ、社会人としての責務を担い始める生徒もいる中、高校は将来の進学・就職に向けて極めて重要な役割を果たしている。また、知的障がいや発達障がいのある生徒が増加する中、合理的配慮³²の提供や支援教育の専門性を活かした生徒への支援の重要性も年々高まっている。

このような状況のもと、激しく変化する社会にあって、生徒一人ひとりが自分のアイデンティティを認識するとともに、相手を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを後押しするべく、生徒のニーズに的確に応えることができる、多様で柔軟な特色・魅力ある教育を提供できる仕組みの整備が重要となる。

生徒の多様性に応じて、誰一人取り残すことのない教育、個性や才能を伸ばし、自己肯定感をはぐくむ教育をめざし、「教育の機会均等の確保」、「教育の質の向上」、「学校の特色ある魅力づくり」をどのように図っていくべきかという観点から、前章での現状や課題を基にこれまでの審議の内容をとりまとめ、提言を行う。

1 全体を通しての考え方

- ・府立高校等における、これまで実施してきた生徒支援等に係る様々な取組みを踏まえた「ともに学び、ともに育つ」教育の考え方は、障がいの有無に関わらず、すべての生徒に関わるものである。このことを改めて認識したうえで、多様化する生徒の受け入れ体制を充実することが重要である。
- ・また、進学・就職に関わらず、キャリア教育や「総合的な探究の時間³³」等をさらに充実させ、自ら前に踏み出す力、課題を考え抜く力、チームで動く力など、いわゆる社会人としての入口に立つことができる基礎力の育成に向けて、多様な教育機会・活動を数多く提供することが求められる。
- ・そのためには、個々の生徒の状況に応じた学びの仕組みづくりやその学びを後押しする、教職員や学校組織の活性化、外部の機関や人材との連携・協働、様々な資源の効果的な活用等が重要となる。
- ・このような教育活動を展開していくため、高校生活を「入口→内容→出口」という三つの場面に分けて
 - 入口：生徒のニーズに応じていく就学機会の確保
 - 内容：生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実
 - 出口：卒業後をみすえた進学・就職の支援

31：R2年度「大阪の学校統計」

32：障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社・店舗等の事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた際、負担が重すぎない範囲で対応することを求めている。

33：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/main14_a2.htm

「公平性」「卓越性」「多様性」の観点から検討を行い、府立高校のあり方全体について提言を行う。

2 生徒のニーズに応じていく就学機会の確保

○生徒の多様性への対応

- ・生徒の多様性に適切に対応できる高校となるよう既存の取組みの改善や新たな取組みを行うことが重要である。
- ・中学校等の支援学級に在籍する生徒が高校等に進学する割合が全国に比べ相当に高いことから、自立支援コースや共生推進教室の成果や他府県の事例を踏まえながら、インクルーシブ教育システム³⁴の考え方をより具体的・実践的に行う「ともに学び、ともに育つ」高校の設置や、高校と支援学校の併設等について、検討を行うべきである。その際、自立支援コースや通級による指導、支援学校のセンター的機能等との相乗効果が発揮できる環境をあわせて整えていく必要がある。
- ・生徒の多様性を尊重していくためには、児童の権利に関する条約³⁵の観点を踏まえた生徒への様々な取組みを教育庁全体で展開することが求められる。
- ・生徒の進路選択にあたっては、中学校における進路指導が重要となっており、高校や支援学校における教育内容や支援の仕組みなどを正確に理解できるよう、情報提供等の工夫・改善を一層進める必要がある。
- ・さらに、他県で実施されているインターネットの活用や公設民営の手法も参考に、新しい形の学びを提供する高校のあり方について研究を進めることも必要である。

○学校の配置と募集学級数

- ・これまで、高校については、教育の普及及び機会均等を図る観点から配置を行っており、今後も、学校配置について検討を行う際は、例えば、長い通学時間や高額な交通費等が生じることがないように、公共交通機関の整備状況や地域の状況をはじめ、生徒の通学状況にも十分配慮することが重要である。
- ・また、全日制の募集学級数については、従前の本審議会において、1学年8学級を基準とする普通科については、6～10学級程度の弾力的な運用を検討するべき旨を答申³⁶した。その後、教育庁において、「府立高等学校の将来像検討報告書³⁷」を踏まえ、6～8学級を基本とした設定を行っているところである。しかし、この間の急激な少子化を

34：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている（障害者の権利に関する条約より）。

35：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

36：「これからの大阪の教育がめざす方向について～「学校力の向上をめざして」～」[H20.7.1,大阪府学校教育審議会]。

37：府立高校の将来像についてより議論を深める必要から、大阪府教育振興基本計画審議会のもとに設置された、府立高等学校の将来像検討専門部会において取りまとめられた報告書[H24.12]。

踏まえると、今後も地域や志願者等のニーズに応えるためには、公立高校全体の募集状況等を勘案しながらさらに弾力的に設定していくことが重要である。

- ・受検機会をはじめ様々な制度について、制度改革という観点から、改善する、新たに導入するなど、既存の制度を見極め、整理していくことが大事である。

○組織的な中高連携

- ・中学生の進路に関する中高連携については、長年の課題となっている。高校の教職員の異動に関わらず、組織的に中高連携をはじめ様々な連携が可能となる仕組みを構築することが重要である。
- ・また、連携が行われている場合でも、中学校の教職員と高校の教職員のネットワークは、教職員同士の熱意で属人的に構築されているケースもある。このため、組織的な地域密着型の連携の仕組みを構築することが大事である。
- ・加えて、府域全域で連携を行う学科、府域をいくつかのブロックに分け、ブロック内で連携を行う学科等、学科の特色ごとに地域をある程度定めることにより、情報交換や連携を進めていくことも求められる。

3 生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実

○知的障がいや発達障がい等のある生徒への学びの支援等

- ・知的障がいのある生徒の学びや支援等がより充実したものとなるよう、自立支援コースや共生推進教室における取組みの成果を踏まえ、生徒支援の仕組みの充実や支援教育サポート校の拡充等に向けた検討を行うべきである。
- ・また、発達障がい等のある生徒への通級による指導についても、「高校卒業後の進路に向けて主体的に取り組むようになる」、「自己肯定感が高まる」といった効果が期待できるが、その体制が中学校と比べると大きく不足していることを踏まえ、拡充に向けた検討を行うべきである。

○様々な課題を抱える生徒への学びの支援

- ・学校での学びや就職・進学後の伸展を図るためには、生徒の自己肯定感を高める取組みが重要である。そのために、学校生活における大小様々な成功・周囲からの感謝を実感できる仕組みや、進路指導における自己の強みを知り・活かす取組みを進めていくことが重要である。
- ・貧困や虐待等の様々な課題を抱える生徒の支援については、SSWをはじめとする専門人材の活用が有効である。また、SSWによる巡回支援など高校全体をカバーしていく仕組みについて、検討を行うことが求められる。

- ・また、学校復帰をめざす不登校生徒の学習支援として、例えば、Web会議システムなどを利用した在籍校の授業やホームルームに参加できる仕組みを構築するなど、生徒の状況に応じた支援方法を充実することも重要となる。
- ・生徒の幅広い多様性に対応するため、高校生活支援カードや個別の教育支援計画の共有・活用、教員以外の保健・医療・福祉等の専門人材が府立高校等全体をカバーしていく仕組みの整備、インクルーシブ教育システムに係る技術的助言等を行う支援学校のセンター的機能を強化する必要がある。
- ・あわせて、これら取り組みや支援学校で培われた専門性がすべての高校に行き渡るよう、支援学校のセンター的機能と高校に配置されたSSW等とのさらなる連携強化を進めていくことも求められる。また、地域の市町村や企業、NPO等と連携して、生徒を支援するプラットフォームとしての役割を担っていくことが重要である。
- ・中長期的な観点から、生徒の多様性に係る教員の対応力を高めていくために、府立高校等・教育庁における教員の異動や育成に係る仕組みについて、引き続き検討を行うべきである。

○日本語指導が必要な生徒への学びの支援

- ・日本語指導が必要な生徒への支援については、成果が出ている一方で、生徒数は年々増加傾向にあり、受入れ経験の少ない高校への少数散在化が進んでいる。それらの生徒のアイデンティティをはぐくむことができるよう、個別の学校に任せるのではなく、先進校を中心とする体制で支援するなど、支援体制の整備・充実について、継続して検討を行うことが重要である。
- ・また、学習の動機付けや学習意欲の向上を図るため、日本語指導・母語指導のできる人材や外国にルーツのある人材を配置してきたところであり、引き続き、地域の状況を踏まえつつ、大学等外部のステークホルダーとも連携しながら、長期・継続的な人材の育成・確保、効果的な配置について、検討を行うべきである。
- ・加えて、デジタルテクノロジーを用いて、リアルタイムで、日本語指導のできる各校の教員が遠隔から支援を行う取り組みや、同じルーツのある各校の生徒同士が遠隔で交流する取り組みなどが進められており、その成果を見極めながら、さらに発展させていく必要がある。

○エンパワメントシステムの充実

- ・ESのシステムについては、生徒の多様なニーズに対応し、より効果的なものとするため、これまで統一的に実施してきた。しかし、生徒の学習に係る傾向に違いが生じている現状を踏まえ、各校におけるカリキュラム編成等の柔軟化や、生徒の自己実現を支

援するための専門人材をはじめとする外部と協働した支援体制の拡充等について、検討を行うことが求められる。

- ・また、生徒アンケートなどにより成果や有効性が認められたカリキュラムや指導法、システムやメソッドといった機能を、一般化して他の高校へ取り入れることなどについて、検討を行うべきである。

○探究活動等の浸透や専門性の進展による教育の質の向上

- ・GLHSで高い成果をあげている探究活動や高大連携の取組み、ESで実践している生徒個々の学習の定着状況に応じた取組みなどを普通科等に広げ、浸透を図ることが重要である。
- ・探究活動や高大連携にあたっては、デジタルテクノロジーの積極的・自律的な活用による様々な次元での効果的・継続的な連携を図りつつ、英語・国際、STEAM³⁸、教育・福祉など大学の専門性を活用した、「課題研究」「総合的な探究の時間」等の深化など、高大接続にもつながる取組みを進めることが大事である。
- ・また、大学の専門性や多様な主体との連携による専門コースの拡充等、普通科における専門性の進展を図るとともに、生徒の興味・関心や満足度を高め、学習意欲の向上や進路希望の実現につながる多様な取組みを進めることも求められる。
- ・これらの取組みの浸透を図るとともに、教育の質の向上を図るべく、各校の取組み事例をとりまとめることに加え、必要となる様々な資源、各主体との連携を行う際の留意点など、導入・展開する際のノウハウなどもとりまとめ、各校が一元的にアクセスできる仕組みを整備する必要がある。

4 卒業後をみすえた進学・就職等の支援

- ・卒業後の進学や就職等をみすえ、入学当初からの系統的・継続的なキャリア教育を通じて、生徒一人ひとりの個性、能力を最大限発揮しながら、自ら考え、行動していくために必要な能力や態度を育てることが重要である。
- ・キャリア教育は、職業教育のみならず、授業・生徒指導・学校行事・部活動等、あらゆる教育活動を通して行われるものである。
- ・そのため、キャリアパスポート³⁹を活用した指導を行うなど、どのような生徒を育てるのか、そのためにどのような取組みを行うのかについて、3年間をみすえたキャリア教育の目標・計画等を明確にし、教育活動との関連性等を「見える化」しておくべきである。

38：文部科学省では、科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、数学（Mathematics）をSTEMとし、それに加え、Aについては、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義している。

39：小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動を通して、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材。

- ・今後、子どもたちを取り巻く社会構造や環境は、グローバル化の進展並びに人工知能技術をはじめとする技術革新等に伴い、急速にかつ大きく変革することが予想される。このような予見困難な時代の中で新たな価値を創造していく力の育成が求められる。
- ・また、高大接続改革の一環として、R3年度入試より大学入学共通テストがスタートするなど大学入試改革が進んでいることから、今後さらに、大学等と連携した共同研究や体験講座の実施を進め、大学等での学びに高校段階から触れていく機会を多く提供することにより、様々な学問分野や研究に対する興味、関心を培うとともに、進学に対するモチベーションを高めていくことが重要である。
- ・就職支援に関しては、生徒が卒業後の就業意識を高めるとともに自己理解を深め、進路を主体的に考えることができるよう、各校におけるこれまでの成果をベースに、それぞれが必要に応じて工夫を凝らし、例えば、キャリアコーディネーターなど専門人材からの助言や、地域企業における様々な形でのインターン機会の設定、民間事業者等との協働による進路ガイダンス、マッチングさらには定着支援など、民間や地域の資源等を活用し、就職に係る機会をより積極的に提供できる仕組みについて、検討を行うべきである。
- ・また、「すべての生徒」の進路選択の幅を広げ、進路を保障するという観点から、いわゆる「一人一社制⁴⁰」をセーフティネットとして維持しながら、「複数応募を可能とする仕組み」を新たに導入することを踏まえ、より一層生徒が主体的で多様な就職先の選択を行うことができるよう支援する必要がある。

5 特色ある魅力づくりに向けた教育基盤の底上げ

○府立高校等のネットワーク化による教育基盤の底上げ、様々な資源を用いた魅力づくり

- ・これまでの取組みにより、どの学校でも様々な学習や体験を重ねることができる基盤が整っており、この基盤をさらに充実していくことが重要である。
- ・その上で、より良い教育を提供するべく、府立高校等全体のネットワーク化を図り、デジタルテクノロジーなどにより各校の特色ある教育活動やノウハウなどを全校で共有・活用する仕組みについて、検討を行うべきである。
- ・加えて、学校の特色ある魅力づくりに向けて、卓越性や多様性の視点を踏まえつつ、各校独自の取組みを展開していくことが求められる。
- ・その際には、自校でのこれまでの取組みをより練り上げて実施することはもちろん、他校をはじめ地域の住民や小中学校・企業・大学・行政等外部との様々な連携を中心

40：大阪府高等学校就職問題検討会議にて申し合わされる高校生の就職活動に関するルール。現状では、就職活動開始時の応募先を1社に限定する申し合わせがなされている。

に、生徒が自己の個性や特性を把握し、進路選択に活かすことができる多様な機会・活動を数多く提供する必要がある。

- ・また、各主体の垣根を越えた連携にあたっては、連携が促進されるよう様々な形で意見交換を行うとともに、大阪府や教育庁が有する様々なネットワークや資源を有効に活用することも大事である。
- ・多様な機会・活動を数多く提供するには、人材など様々な資源等が必要になるが、教育庁が中心となり、各校が一元的にそれらの資源等へアクセスできる仕組みを整備することが求められる。

○ICTをはじめとするデジタルテクノロジーの活用

- ・教員・生徒が全人的に関わり合いながら築いてきたこれまでの教育実践の蓄積に加え、デジタルテクノロジーを効果的に活用して、個別最適な学びを組み合わせ、主体的・対話的で深い学びを実現するなど、教育の質の向上を図っていくことが重要である。
- ・生徒が自ら考え・学ぶツールとして、また、配慮の必要な生徒への有効なツールとして、デジタルテクノロジーを日常的に活用できるようにするためには、その手法を段階的に学んでいく必要がある。
- ・ワープロ・表計算・プレゼンソフトの活用、情報検索、動画編集等のPCの操作スキルは、学習の基盤となる情報活用能力の一つであり、進学や就職に係る生徒・保護者のニーズを踏まえつつ、基本的スキルとして日常的に活用できることが求められる。
- ・これらの環境整備に向け、1人1台端末や各種ネットワーク等の安定的な運用、人材の確保・育成、生徒・保護者・教員等を結ぶプラットフォームの構築をはじめとする効果的な情報共有や、民間企業等が提供する各種サービスの有効活用等を進めていくことが重要である。
- ・また、いつでも・どこでも・何度でも学ぶことができるというデジタルテクノロジーの特色を踏まえ、府立高校等・教育庁全体の教育資源を有効活用できる仕組みを検討するべきである。
- ・加えて、国においては、デジタルテクノロジーを用いた個別最適な学びの推進を図るべく、校務系と学習系のネットワークの統合、学習eポータル⁴¹やMEXCBT（メクビット）⁴²の導入を進めており、それらに柔軟に対応できるよう検討を行うべきである。

41：日本の初等中等教育（学校教育）に適した共通で必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステム。

42：児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができるCBT（Computer Based Testing）システム。

6 学校運営を支える仕組みの充実

○生徒・保護者に対する情報発信の充実

- ・スクール・ミッション⁴³やスクール・ポリシー⁴⁴の策定が求められている今を契機として、自校の特色・魅力について改めて見つめ直し、ミッション等を策定するとともに、それらに関する情報発信・共有を行うことが重要である。
- ・また、校長をはじめ管理職のリーダーシップ・マネジメントのもと、上記のミッションやポリシーのほか学校経営計画⁴⁵等の推進についても、生徒・保護者等に、様々な手段・媒体を用いて適切に分かりやすく情報発信し、協力を得ることが大事である。
- ・加えて、授業や生活指導の内容、部活動や課外活動での取組み、学校生活に要する費用、卒業生の活動、進学・就職状況等進路についても、より具体的・明確に情報発信することが求められる。
- ・教員や学校に親しみを持ってもらい、学校の魅力づくりにつなげるべく、教員本人の同意のもと、これまでの取組みや実績など教員自身の魅力も情報発信することが重要である。
- ・あわせて、府立高校等・教育庁が生徒・保護者等に情報発信・共有ができるプラットフォームの構築について、検討を行うべきである。

○府民に対する広報の充実

- ・教育庁や各校での魅力的な取組みについて、様々な媒体を効果的に活用して広報するとともに、その内容について対外的にコミュニケーションを行うことができる仕組みを設け、府民の理解・協力を得ることも重要である。
- ・広報については、学校と教育庁で役割分担して情報発信するとともに、必要に応じて、民間事業者等に、ノウハウの習得や効果測定に係る支援を受けることや、取組みの一部を任せることなども検討するべきである。
- ・また、大学や企業、卒業生等との連携により、パンフレットや動画の作成など生徒を中心とした主体的な広報を促進するとともに、ブランディングなどの検討も進め、学校の魅力づくりにつなげていく必要がある。
- ・中学生や中学校教員に対する広報については、3年生時点だけではなく、入学時や2年進級時にも、それぞれ行うことが重要である。

43：高等学校が育成をめざす資質・能力を明確にする前提として、高等学校の設置者が、学校やその立地する自治体等の関係者と連携しつつ、在籍する生徒の状況や意向、期待に加え、学校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえて、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据えて、高等学校の存在意義や期待されている社会的役割、めざすべき像を定めるもの。

44：学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することをめざすのかを定める方針となる「グラデュエーション・ポリシー」、その達成のためにどのような教育課程を編成・実施し、学習評価を行うのかを定める方針となる「カリキュラム・ポリシー」、これら2つのポリシーの内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針となる「アドミッション・ポリシー」の3つの方針で構成される。府立高校では、「アドミッション・ポリシー」が他の2つポリシーに先駆けて制定されており、H28年度選抜から活用されている。

45：PDCAサイクルによる学校経営を一層推進するべく、中期的（3か年）な目標を踏まえ課題を明確にするために策定。

○学校業務・組織の改善等

- ・学校業務・組織に対する教員の満足度が教育活動や学校運営の充実・活性化につながり、ひいては、生徒・保護者の満足度につながる。このことを踏まえ、学校が業務・組織の改善等の取組みを一層進め、教育庁がその取組みを支援する仕組みについて、より一層の充実を図ることが重要である。
- ・また、校長をはじめ管理職のリーダーシップ・マネジメントにより、校務処理等でデジタルテクノロジーをより一層活用するなどして業務の効率化・平準化・軽減を図るとともに、生み出された時間を、自己研鑽、相互の学びあい、生徒との関わりなどに充てるなど、教職員の働き方改革・指導力向上の両立につながる様々な取組みを行うことも大事である。
- ・50歳代のベテラン教員が次々に定年退職を迎えつつある中、中堅・若手職員が学校運営等の中心となっていく一方、「総合的な探究の時間」の充実、デジタルテクノロジーへの対応、多様な連携による学校の特色ある魅力づくりなど、学校を取り巻く課題が山積する中、教員の将来をみすえたキャリア開発や配置に係る方針について、改めて検討を行うべきである。

○学校評価に係る統計的事実の把握

- ・各学校が業務・組織の改善等をより一層図るとともに、教育庁がそれを支援することができるよう、学校教育自己診断をはじめ学校評価に係る統計調査に関しては、調査する項目や指標・調査の手法において学校独自に定める部分に加え、全ての学校で共通して定める部分を設けて、府全体における統計的事実の把握を行うとともに、その内容を分かりやすく公表することが重要である。
- ・また、統計的事実については、府立高校等・教育庁とも、数値や意見等を明確にすることの意義を改めて認識するとともに、自校での経年変化を把握することにとどまらず、他校の様々な特色も参考に、学校のさらなる魅力づくりに努めることが大事である。
- ・加えて、調査の項目には「高校生活が楽しい」「クラスや部活が非常に良い」など、生徒・教職員をはじめとする回答者の人間関係の状況が大きく影響する可能性のあるものが含まれる。調査結果の評価に際しては、これらについても考慮する必要がある。

おわりに

本審議会では、「公平性」「卓越性」の両立や「多様性」の尊重をいかに追求していくかという観点から、今後の府立高校のあるべき姿等について言及してきた。

令和3年1月の中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、特色・魅力ある教育の実現に向け、高校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえ、また、20年後・30年後の社会像・地域像をみすえ、めざすべき高校像等をスクール・ミッションとして再定義するとともに、高校教育を入口から出口まで一貫・体系的に継続するために、「育成をめざす資質・能力」「教育課程の編成及び実施」「入学者の受入れ」に関する方針をスクール・ポリシーとして策定するべきとしている。

来年度、大阪市立の高校等が府に移管され、府市がこれまで培ってきた教育活動のノウハウなどを共有することにより、大阪の公立高校全体の質の向上が期待されるなど、大阪府立学校の教育も新たなステージを迎える。このような中、国の方針と歩調を合わせながら、自らの人生を切り拓き、より良い社会の創り手をはぐくむ教育をめざすとともに、子どもたちの持てる力をあまねく引き出し、発揮することができるよう、「生徒のニーズに応じていく就学機会の確保」「生徒の状況に応じた学習・支援機能の充実」「卒業後をみすえた進学・就職等の支援」等を一層進めていくことが重要となる。

また、さらなるグローバル化や情報化の加速度的な進展等、変化が激しく予測困難な社会においては、子どもたち一人ひとりが、社会の形成に参画し、志高く未来を創り出していくことが求められる。

大阪の教育がこれまで大切にしてきた「公平性」と「卓越性」の両立や「多様性」の尊重の追求と、「ともに学び、ともに育つ」教育の考え方は、今後、時代や社会がどう変わっていくとも、持続可能な形で府民とともに発展させていかねばならない。

子どもたちの多様性に対応して、進学・就職に関わらず、社会人としての入口に立つことができる多様な教育機会・活動を数多く提供するべく、本答申の内容を十分に踏まえ、短期的に解決すべき課題と、中長期的に解決すべき課題をみすえながら、学校現場や教育庁において大胆に取組みが進められることを大いに期待したい。

【参考①】 これまでの審議の概要

第1回 [R3.1.25]	<ul style="list-style-type: none"> ● 府立高校等の現状と課題認識について ⇒ 府立高校等の現状や課題をデータで確認するとともに、これまでの取り組みや成果についても確認 ⇒ 答申は、夏頃に中間報告、年末頃に最終報告を行うことを確認
第2回 [R3.2.9]	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲストスピーカーによるプレゼンテーション ⇒ 「インクルーシブな学校をめざして」 平野 府立松原高校校長 ⇒ 「小中学校の状況と府立高校への期待」 勝良 太子町教育委員会教育長
第3回 [R3.3.22]	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅰ） ⇒ 府立高校におけるセーフティネットを担う取り組みについて審議 ● ゲストスピーカーによるプレゼンテーション ⇒ 「府立長吉高校の取り組み」 黒田 府立長吉高校校長
第4回 [R3.4.16]	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅱ） ⇒ 障がいのある児童生徒等に対する支援学校・府立高校での支援等について審議 ● ゲストスピーカーによるプレゼンテーション ⇒ 「生野支援学校におけるセンター的機能について」 国津 府立生野支援学校校長
第5回 [R3.5.18]	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲストスピーカーによるプレゼンテーション ⇒ 「学校法人清風学園 清風高校の取り組み」 平岡 校長 ⇒ 「学校法人大阪YMCA YMCA学院高校の取り組み」 鍛冶田 校長 ⇒ 「学校法人札幌慈恵学園 札幌新陽高校の取り組み」 荒井 副理事長
第6回 [R3.5.28]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間とりまとめに向けて（Ⅰ） ⇒ これまでの議論の整理、中間報告の骨子イメージの確認
第7回 [R3.6.25]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間とりまとめに向けて（Ⅱ） ⇒ 中間報告素案の検討（第1章を中心に）
第8回 [R3.7.16]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間とりまとめに向けて（Ⅲ） ⇒ 中間報告素案の検討（第2章を中心に）
第9回 [R3.8.25]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告成案の検討 ● 「卓越性」「多様性」の観点からの審議を開始（第9回以降）
[R3.8.27]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間報告のオンライン手交（浅野会長→橋本教育長）
第10回 [R3.9.13]	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲストスピーカーによるプレゼンテーション ⇒ 「府立天王寺高校の取り組み」 吉岡 府立天王寺高校校長 ⇒ 「府立高槻北高校の取り組み」 青竹 府立高槻北高校校長 ⇒ 「吉備高原学園高等学校の取り組み」 馬場 岡山県総務部総務学事課総括参事
第11回 [R3.11.5]	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校等へのヒアリング結果 ⇒ 卓越性・多様性に関する方向性の確認、課題項目等の洗い出し・整理
第12回 [R3.12.8]	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申のとりまとめに向けて ⇒ 答申素案の検討
第13回 [R3.12.22]	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申のとりまとめに向けて ⇒ 答申成案の検討
[R4.1.11]	<ul style="list-style-type: none"> ● 答申の手交（浅野会長→橋本教育長）

【参考②】 ゲストスピーカーからの主な意見等

○第2回から第4回まで

- ・大阪は地域の小中学校の支援学級等で、障がいのある生徒が学んでいることが多く、そこで学んだ生徒たちは、高校でも一緒に学びたいという希望がある。
- ・障がいのある生徒への対応は、専門家の協力も仰ぎながら、校内できちんとしたチームを作ることや、チームで関わる場作りを、粘り強く行っていくことが大切である。
- ・自立支援コース、エンパワメントスクール、日本語指導の取組み等を、コンセプトとして大切に始めていくことで、学校における文化として根付いていく。
- ・学校における様々な文化については、学校外の方や、地域の方を大切にしながら創っていくことが大事である。
- ・小中学校での支援学級を希望する生徒は、以前に比べると大幅に増えている体感があるが、丁寧な指導により、進んで支援学級に入る生徒も多く、そのような生徒が府立高校に進学を希望するのではないかと。
- ・地域のインクルーシブ教育システムを支えていくためには、支援学校のセンター的機能が不可欠。支援学校としても、かかる拠点としての役割を再認識するべき。そのためにはセンター的機能を支えるスタッフの専任化や多職種連携体制の充実が必要である。
- ・キャリア教育について、3年次に大半を行うという体制をうまく転換し、早期から取り組んでいけば、目標を持った学びにつながっていく。
- ・生徒からのSOSは、生徒指導案件をはじめ様々な形で出されるが、その機会を大事にすることで生徒に安心を感じてもらうことが大切である。
- ・学校で、生徒が安心できる居場所は異なっており、それを踏まえながら、色々な居場所を設けることが大事である。
- ・外国にルーツある生徒への支援について、保護者もどこにつながっていいかわからない状況を踏まえると、ネイティブ教員の果たす役割は非常に大きいものがある。
- ・エンパワメントスクールに入学する生徒については、「学力」の定義をもっと幅広く捉え、自信を取り戻して、やればできるという気持ち必要を持たせてあげることが大事である。
- ・色々な職種の方と連携するセンター的機能が支援学校にあるだけでなく、高校等にもあったほうが良い。
- ・多職種による生徒への支援を行う場合、生徒へのアセスメントをしっかりと行うことはもちろん、その結果を確実に情報共有しておくことが大事である。

○第5回

- ・障がいのある生徒のことを他の生徒が良く理解し、先生に状況等をアドバイスできるような環境を作っていくには、お互いに親切であろうというような心構えなどを全校生徒に毎日話しかけ、お互いに力になってあげたいと思うような気持ちを育てることが大切である。
- ・様々な問題を抱える生徒への支援をできるだけ上手に進めるためには、自由に議論ができる教職員のチーム作りや、支援の方針を打ち出すことが大事である。
- ・ユニバーサルデザインによる情報の伝え方については、いきなり全てを行うのではなく、ポイントになるところをやさしくする、学校に来た際に口頭で伝えるなど、様々な形を段階的に進めていくことが重要である。
- ・教員に対するインセンティブについては、「生徒がここまで頑張れた」「先生はこの取組みを一生懸命進めている」など定性的な点を重視し、しっかりと認めてあげることが大事である。
- ・教員のICT利活用については、「できる範囲で」という対応をすることで心的安全性が高まり、生徒にとってプラスになるから使わないといけないと教員が思うことで、その利活用が確実に進んでいく。
- ・学校に、多職種・地域・行政等様々な人が入ることは非常に重要であり、そのことで良くも悪くも、学校に「揺らぎ」や「風」が起きるが、同時に教員の気づきも高まっていく。
- ・学校現場が変わることと、教員の気持ちが変わることはセットになっていると思う。現場での良い話に目を向けて広めていくことなどが非常に大切である。
- ・公立の学校経営が難しいのは日本全国どこでも同じで、その中でも、大阪は色々なことを工夫して頑張っており、大阪なら、既存の仕組みを見直すことができるのではないかと期待している。

○第10回

- ・社会に貢献できる人材については、大学をはじめとする外部との交流により、様々な刺激を受ける機会を設け、自分の学びがみんなの役に立ち、自分も含めた幸せにつながるという考えを持ち、そのために努力を惜しまない人材をイメージしている。
- ・生徒との学びあいに加えて、それを踏まえつつ自由に研修を受けることができる環境を整えば、教員のスキルアップにつながるのではないか。
- ・府立高校のイメージ・ブランドについては、卒業生・上級生が有形・無形の想いを下級生に引き継いでいくなど、人のつながりの積み重ねによるものが大きい。また、教員が互いに切磋琢磨し、新しいことにチャレンジし続けるなど、教員相互の関係、教員集団の活性化によるものも大きい。
- ・府立高校の強みについては、子どもたちを全般的に育てようという考えのもと、多様な取り組みにより幅広い知識や思考だけでなく、周囲に貢献しようとする気持ちも身に付けることができ、それが結果として進学や就職にもつながっているという点が挙げられる。
- ・教員の意欲喚起については、学校教育自己診断をはじめ様々な振り返りの機会に、管理職と教員がフランクに意見交換ができる雰囲気醸成することが大切ではないか。
- ・ICTの利活用について、各学科が電子黒板等を効果的に用いて、様々な形の問題文の投影、電子ペンでの書き込み、音声や動画の再生等を行い、スピーディーに授業を展開しているが、今回配布された1人1台端末や生徒のスマートフォンを含め、より効果的なICT利活用について、引き続き検討が必要だと考える。

○第11回

- ・高校卒業までに、「社会人としての入口に立てる教育」としてリベラルアーツをはじめ人格形成に関わる様々な学びや気づきの場を提供することが大切である。
- ・また、生活指導や進路指導は、社会人として必要最低限の素養・能力を身に付けるために行われることが重要である。
- ・府立高校の強みとして「地域に根付いていること」「他校や大阪府庁のリソースが活用できること」が考えられる。市町村や地域の企業・大学との連携、高校間の連携、府庁各部局との連携等により、様々な取り組みを行うことで、各学校に特色が生まれるのではないか。
- ・学習・部活動・進路指導等に関して、中学校と高校の教員同士が日常的に連携できる仕組みを設けることが重要である。
- ・キャリア教育の内容や成果を明確に示すことが重要である。また、全ての生徒がPCでワープロ・表計算・SNS等が使いこなせるようなキャリア教育も必要である。
- ・保護者も中3生の進路指導担当・担任団も、府立高校での取り組みへの理解が薄く、地域出身の保護者には9学区制時の各校のイメージが色濃く残っている。
- ・この点を踏まえ、卒業生の中学校訪問や高校見学ツアーなど様々な形での情報発信が必要である。また、中1生や中2生への情報発信も重要である。
- ・入試情報は膨大・複雑であるが、発信される情報に粗密・濃淡があり、生徒・保護者だけでなく、中学校の進路指導の先生にも分かりやすく発信する必要がある。
- ・情報発信・広報に際しては、ターゲットを絞るとともに、ターゲットが望む情報を、早期に分かりやすく発信するとともに、色々な媒体・ツールを活用して、効果測定を行いながら何度も繰り返す必要がある。

大阪府学校教育審議会 委員名簿

氏名	職名
浅野 良一 会長	兵庫教育大学大学院 特任教授
小田 浩伸 会長代理	大阪大谷大学 教育学部長
田村 知子 委員	大阪教育大学 教授
池田 佳子 委員	関西大学 教授
金澤 ますみ 委員	桃山学院大学 准教授
沼守 誠也 委員	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 総務本部長
小酒井 正和 委員	玉川大学 教授
黒田 隆之 委員	桃山学院大学 准教授
小原 美紀 委員	大阪大学大学院 教授
山崎 智恵子 委員	株式会社パソナ 関西マイコーチ統括部 マイコーチ第2チーム チーム長